

第 3 章

地震災害応急対策計画

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 組織・動員計画

- 第1 初動体制
- 第2 職員の動員

担当部	総務部，市民協働部
担当班	応援班（市長公室），人事班，災害対策班

第1 初動体制

1 職員の動員配備体制区分の基準

職員配備の決定基準は，市内での災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員
連絡配備	市内，那珂市，銚田市，大洗町若しくは東海村のいずれかで震度4以上を記録したとき	防災・危機管理課
注意体制	市内で震度5弱を記録したとき	各部・各班があらかじめ定めた人員（職員100名規模） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
警戒本部体制	市内で震度5強を記録したとき	各部・各班があらかじめ定めた人員（職員200名規模） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者
災害対策本部体制	市内で震度6弱以上を記録したとき	大規模な災害に対して，災害応急対策が円滑に行える体制（全職員） ・避難所指定動員 ・指定避難所の学校関係者

※ 上記の動員配備体制を原則とするが，災害状況の推移に応じて，適宜職員配備数を増減して，効率的な対策に当たる。

2 職員の動員配備体制の決定

(1) 連絡配備

防災・危機管理課長は、市内、那珂市、銚田市、大洗町若しくは東海村のいずれかで震度４以上を記録したときは、情報収集活動を実施し、動員に備える。

(2) 注意体制

市民協働部長は、地震情報、津波情報、被害情報等に基づき、市内で震度５弱を記録したとき、職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

【主な活動内容】

- ア 被害状況の情報収集
- イ 災害情報に関する広報
- ウ 必要により関係機関等への通報
- エ 避難その他災害の拡大防止に必要な準備
- オ 被害状況の把握・災害応急対策の実施
- カ 必要に応じて警戒本部の設置に関すること。

(3) 警戒本部体制

主管副市長は、市内で震度５強を記録したときで、災害対策本部を設置するまでに至らないとき、あるいは災害対策本部を設置するまでの間、警戒本部を設置する。

この場合において、主管副市長は、警戒本部を設置した旨を市長に速やかに報告する。

【警戒本部の構成】

- ア 警戒本部長は、主管副市長とする。
- イ 警戒副本部長は、副市長とする。
警戒副本部長は、警戒本部長が不在かつ連絡不能な場合、又は警戒本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- ウ 警戒本部員は、各部長とする。
- エ 警戒本部事務局は、防災・危機管理課において行う。

【主な活動内容】

- ア 被害状況の情報収集
- イ 災害情報に関する広報
- ウ 被害状況の把握・県への報告
- エ 関係機関等への通報
- オ 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること。
- カ 必要により避難所開設などの災害応急対策の実施

(4) 災害対策本部体制

市長は、状況を判断し、災害対策本部の設置を決定する。

(5) 決定者

	決定者	代決者	
		1	2
連絡配備	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐	防災係長
注意体制	市民協働部長	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐
警戒本部体制	主管副市長	副市長	市民協働部長
災害対策本部体制	市長	主管副市長	副市長

※ 各体制設置決定時において、決定者が不在かつ連絡不能なとき、代決者が各体制設置決定の職務について代行し、事後速やかに決定者に報告する。

(6) 避難所指定動員

市は、各市民センター近隣に居住する市職員を、あらかじめ避難所指定動員として指定する。

避難所指定動員は、市内で震度 5 弱以上を記録したとき、地域の防災拠点である市民センターに参集し、災害初動期における避難所の運営等を行う。

なお、避難所指定動員は、一地区あたり 3 名程度とする。

(7) 現地災害対応班

災害時には、地域の特殊性を踏まえ、災害対策本部等と連携して、地域の被害の迅速な調査及び対応を図るため、必要と認めるときは現地災害対応班を設置する。

なお、当該地域に現地災害対策本部を設置したときは、現地災害対応班は、現地災害対策本部に吸収される。

また、現地災害対応班の運営の詳細については、別に定める。

第 2 職員の動員

1 勤務時間中における動員の伝達

(1) 庁内の放送設備、電話、MCA 無線機等による伝達

事務局（防災・危機管理課）は、庁内放送、庁内電話、MCA 無線機等により職員に対し、動員の伝達をする。

【庁内放送文（例：災害対策本部体制の場合）】

「市長の緊急命令を伝達します。（2 回繰返す。）只今の強い地震で市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、応急対策を実施することとした。職員は、応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

(2) 使送による伝達

庁内放送等が使用できないとき、事務局（防災・危機管理課）は、使送により、各班長に動員の伝達をする。

2 勤務時間外における動員の伝達

(1) 携帯電話等による伝達

事務局（防災・危機管理課）は、携帯電話等を用いて災害対策本部員、各部連絡員に動員の伝達をする。

(2) ラジオ・テレビによる伝達

加入電話が使用不可能な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、茨城放送及び水戸コミュニティ放送に動員に関する放送を要請し伝達する。

3 動員状況の報告

各部長は、下記の内容を本部長に速やかに報告する。

本部長不在時は、代行者に報告する。

【動員報告事項】

ア 部・班名

イ 動員連絡済人員数

ウ 動員連絡不可能人員及び同地域

エ 登庁人員数

オ 登庁不可能のため、最寄りの出先機関に非常参集した人員

カ その他

4 義務登庁

職員は、勤務時間外において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、直ちに登庁することを義務とする。

なお、職員も市民であることに鑑み、家族の安全を確認した上で登庁する。

5 自主参集

職員は、勤務時間外において、震度 5 強以上の地震が発生し、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況から動員基準に該当すると判断した場合は、動員命令を待たずに、自主的に登庁する。

なお、勤務時間外に災害が発生し職員の動員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員が各種情報の収集伝達など初動活動に当たる。

6 非常時の措置

職員は、災害発生後、2 次災害に留意しながら、直ちに登庁を目指し、その際、身分証明書、食料（3 食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

また、迅速な被災状況の把握など危機管理体制の強化につなげるため、水戸市自転

車活用推進計画との連携を図り，災害時の自転車による登庁も想定する。

被害状況により直ちに登庁が不可能となった場合は，次に基づき行動する。

- (1) 最寄りの市の施設に参集し，施設の長（責任者）に自己の所属課，職氏名及び勤務課所に参集できない理由を報告するとともに，施設の長（責任者）の指示に基づき災害対策に従事する。

また，施設動員として指定されている職員は，指定参集場所に参集する。

なお，施設の長（責任者）は，連絡が可能又は可能になった場合は，報告を受けた職員の氏名，勤務状況等について，当該職員の所属長に速やかに連絡する。

- (2) 職員は，病気その他のやむ得ない状況により，参集が不可能な場合は，何らかの手段をもって，その旨を所属長又は最寄りの施設の長（責任者）を経由し連絡する。

- (3) 勤務場所への復帰

施設の長（責任者）は，災害状況の好転に伴い，非常参集職員の復帰が可能と認める場合は，当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置

第2 災害対策本部の組織・運営

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌

市及び各防災関係機関は、組織・体制及び参集・動員の基準、方法等に関するマニュアルに基づき、災害発生後速やかに職員の参集・動員、災害対策本部の設置等の初動対応を行う。

また、市は、県及び国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部を設置する基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震を記録したとき。
- (2) 市内に地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 特に災害対策を必要と認めるとき。

2 災害対策本部の設置場所

本部は、原則として水戸市役所本庁舎とし、以下の点を主とする防災機能を整備し、災害応急活動の充実・強化を図る。

また、災害対策本部の設置が困難な場合には、市長が指定する代替施設とする。代替施設は、消防局北消防署を第一候補とし、災害の状況に応じて市の公共施設の中から各種条件を総合的に判断したうえで指定する。

加えて、災害対策本部には本部連絡室を設置する。

- (1) 災害時のアクセス性の確保
- (2) 浸水対策
- (3) 施設の耐震性の確保
- (4) 液状化対策
- (5) 防災センターの整備（災害対策本部会議室、災害対策本部事務局室、通信室、記者会見室、備蓄倉庫、仮眠室、啓発スペース等）
- (6) 通信回線の二重化・多重化による途絶時の通信機能の確保
- (7) 電力の2ルート化、非常用自家発電機等による停電時の電源の確保
- (8) ヘリポートの設置

- (9) 飲料水用耐震性貯水槽，雨水槽，井戸，汚水貯留槽の設置
- (10) 支援物資の受け入れや配布，来庁者を中心とした臨時一時避難所となるスペースの確保
- (11) 備蓄物資，燃料，飲料水等の確保

3 災害対策本部設置の決定

市長は，災対法第 23 条の 2 第 1 項に基づき，水戸市災害対策本部を設置する。

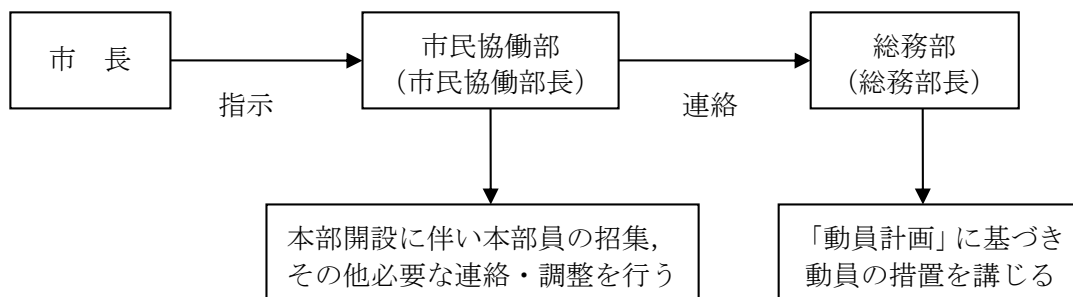
ただし，市長が不在かつ連絡不能の場合は，主管副市長が代行する。

また，主管副市長が不在かつ連絡不能の場合は，副市長が代行する。

代決者は，災害対策本部を設置した場合は，事後速やかに市長の承認を得る。

4 本部の設置

(1) 本部設置に関する指示



- (2) 市民協働部長は，災害対策本部が設置されたときは，直ちに県，防災関係機関に報告するとともに，災害対策本部の設置時期等を報道機関に発表する。

5 廃止基準等

- (1) 災害対策本部長（市長）は，本市の区域内において災害が発生するおそれがないと認められるとき，又は災害応急対策及び復旧対策がおおむね完了したと認められるとき，及び市長が必要ないと認めるときは，災害対策本部を解散する。
- (2) 災害対策本部長（市長）は，災害対策本部を廃止したときは，県をはじめとする防災関係機関にその旨を通知する。

第 2 災害対策本部の組織・運営

1 組織

(1) 本部長

本部長は，市長とする。（以下「本部長（市長）」という。）

(2) 副本部長

副本部長は，副市長，教育長，上下水道事業管理者及び消防局長とする。

(3) 本部員

災害対策本部の構成員は、原則として各部長及び関係所属長とする。ただし、必要に応じて本部長（市長）が指名することができる。

(4) 本部連絡員

災害対策本部に原則として、各部筆頭課長をもって充てる本部連絡員を配置する。

(5) 事務局災害対策本部の事務局は、市民協働部が中心となり、各部各課の応援を受け、運営する。

災害対策本部事務局の各班は、初動段階での迅速な体制の確立と総合的な調整を目的に編成するものであり、各部各班の事務分掌と重複するものについては、災害対策本部と各部各班が連携を図り、対応する。

< 事務局組織 >

事務局 長：市民協働部長

班 名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
総括班	防災・ 危機管理課長	政策審議室長	政策企画課 1人 防災・危機管理課 2人 生活安全課 1人	1 災害対策本部会議の開催に関すること。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。
情報 集約班	市民相談室長	財政課長補佐	市民相談室 2人 財政課 3人 市民生活課 1人 生活安全課 3人 福祉部 1人 産業経済部 1人 建設部 1人 教育委員会 1人 消防局 1人 水道部 1人 下水道部 1人	1 防災関係機関からの気象情報、ライフラインの被害状況その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 各部が収集した災害情報で主として次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 道路関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 3 災害情報の各部等への伝達に関

班 名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
				すること。 4 M C A無線機の運用に関するこ と。 5 災害情報の整理記録に関するこ と。 6 災害関係資料の作成に関するこ と。 7 市民からの相談に関すること。 8 避難所情報に関すること。
対策班	防災・危機管 理課長補佐	防災係長	政策企画課 1人 防災・危機管理課 2人	1 国（現地対策本部を含む。）及 び防災関係機関との調整に関する こと。 2 各部間の連絡調整に関するこ と。 3 避難に係る連絡調整に関するこ と。 4 避難所等に対する備蓄物資及び 救助資機材等の分配に関するこ と。 5 その他事務局長から特に指示さ れたこと。
原子力 対策班	広域行政室長	原子力安全対 策係長	防災・危機管理課 2人 （市原子力施設安 全調査員を含む。）	1 放射線防護対策に係る関係機関 との連絡調整に関すること。 2 国，県，原子力事業所等との連 絡調整に関すること。 3 環境放射線の情報収集に関する こと。 4 その他事務局長から特に指示さ れたこと。
広報班	みとの魅力 発信課長	みとの魅力 発信課長補佐	みとの魅力発信課 6人 防災・危機管理課 1人	1 災害に係る広報に関すること。 （テレビ，ラジオ等の報道機関， インターネット等の活用） 2 災害時における広報に係る県及 び他の自治体との連絡調整に関す

班 名	班 長	副班長	班 員	分掌事務
				ること。 3 報道機関への対応に関する こと。 4 災害状況の記録に関すること。
燃料 調達班	財産活用課長 補佐	契約検査課長 補佐	財産活用課 2人 契約検査課 1人 消防局 1人	1 燃料の確保に関すること。 2 燃料調達に係る情報収集に関する こと。 3 災害応急対策車両等への燃料の 調達に関すること。
物資 調整班	生活安全課長 補佐	行政経営課 経営係長	行政経営課 1人 防災・危機管理課 1人 生活安全課 1人 商工課 1人	1 備蓄物資，支援物資の調達・管 理・輸送に関すること。
要配慮 者支援 班	福祉総務課長 補佐	市民生活課 市民活動・ 消費生活係長	防災・危機管理課 1人 福祉総務課 1人 生活福祉課 5人 障害福祉課 2人 高齢福祉課 2人 子ども課 2人 介護保険課 2人 保健医療部 4人 消防局 1人	1 避難行動要支援者等をはじめと する要配慮者の支援に関するこ と。 2 福祉避難所の開設等の総合調整 に関すること。
応援班	※臨時に指名 する。	※臨時に指名 する。	※臨時に指名 する。	1 緊急を要する本部事務局各班の 応援に関すること。 2 特命事項に関すること。

2 運営

(1) 本部長（市長）は，災害の種類，規模，状況等に応じて，災害対策の基本方針を決定するため必要と認めるときは，水戸市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

また，本部長（市長）は，本部の事務を総括し，本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長は，直ちに災害対策本部に参集し，各部の配備体制と緊急措置事項を報

告する。

また、副本部長は、本部長（市長）が不在かつ連絡が不能な場合、又は本部長（市長）が欠けたときは、あらかじめ本部長（市長）が定めた順によりその職務を代理する。

(3) 本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、本部長（市長）の命を受け、災害の態様等に応じた必要な措置を講じる。

(4) 本部会議の出席者は、本部長、副本部長、本部員とし、次に掲げる事項を協議する。

ア 本部の動員、活動体制に関すること。

イ 災害応急対策の総合調整に関すること。

ウ 避難指示の発令及び解除に関すること。

エ 警戒区域の設定に関すること。

オ 現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。

カ 自衛隊、茨城県、他市町村、公共機関等への要請に関すること。

キ 災害広報に関すること。

ク 災害対策本部の廃止に関すること。

ケ 災害救助法の実施に関すること。

コ 激甚災害の指定に関すること。

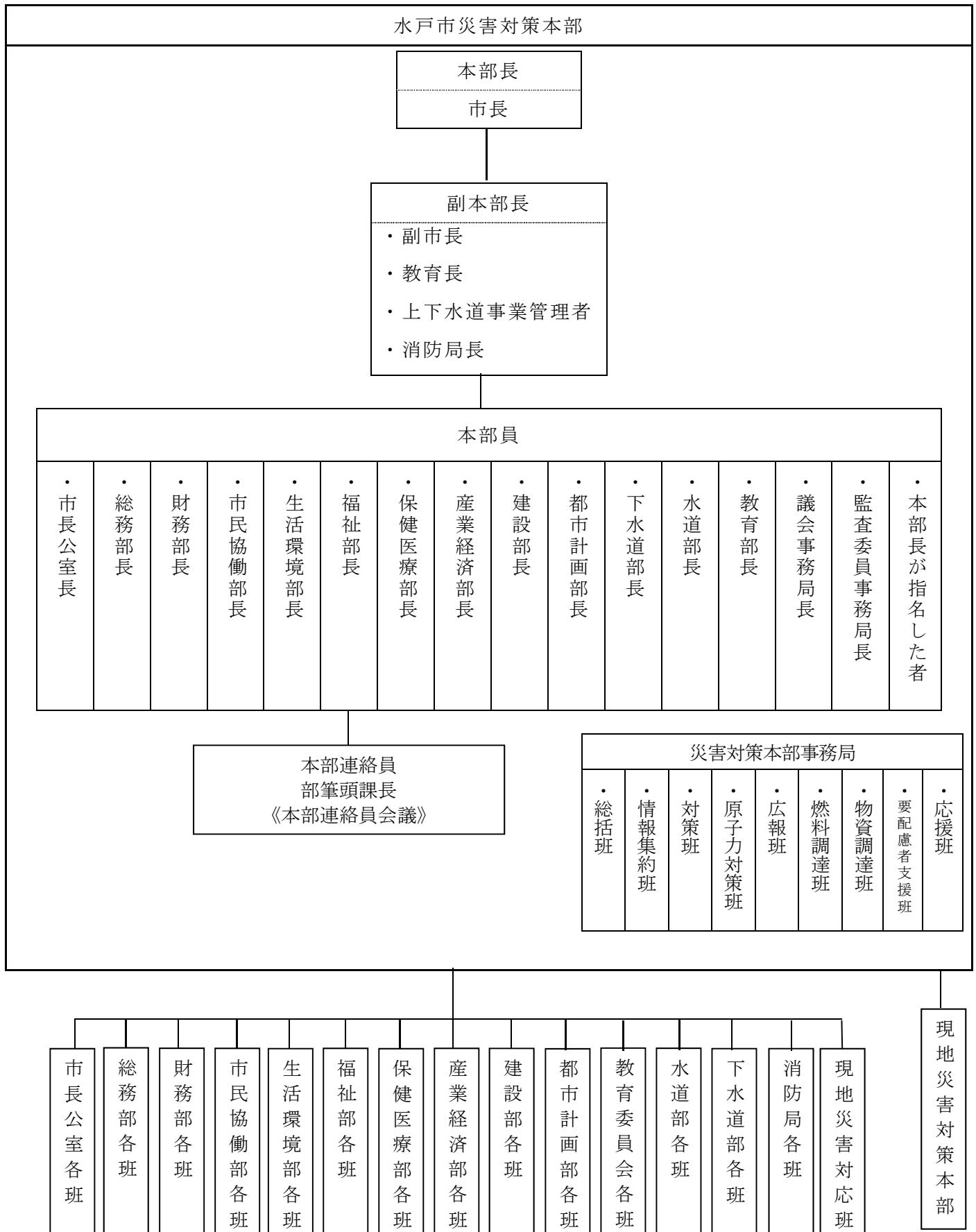
サ その他重要な事項に関すること。

(5) 市民協働部長は、災害の種類、規模、状況等に応じて「本部連絡員会議」を開催し、本部会議に諮る事項等を協議する。

なお、本部連絡員会議の事務局は防災・危機管理課が行う。

(6) 本部連絡員は、災害対策本部に常駐し、本部長（市長）の指令・指示その他連絡事項を所属の部に指示するとともに、各部の情報等を取りまとめ、本部長（市長）及び本部会議に報告する。

水戸市災害対策本部組織図



第3節 通信計画

- 第1 専用通信設備の運用
- 第2 代替通信機能の確保
- 第3 警察通信の確保
- 第4 公衆電気通信設備が利用できない場合
- 第5 アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

担当部	市長公室，総務部，市民協働部
担当班	情報政策班，財産活用班，災害対策班

市は，災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため，県，防災関係機関等と相互に協力する。

なお，災害時における各防災関係機関の通信は，通常使用している通信手段によるほか，災害時優先通信等の利用，他機関の有線・無線通信設備の使用，非常通信，防災相互通信無線電話，放送，使送，自衛隊等の通信支援により行う。

第1 専用通信設備の運用

市は，災害後直ちに保有する無線，有線通信設備の機能確認を行い，支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め，すべての情報機器が使用不能となった場合には，他機関に依頼してその旨を県に連絡し，代替通信手段の確保を依頼する。

また，市が保有する設備の機能が確保された場合は，他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

第2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり，対策に支障が生じる場合は，次のような代替手段を用いる。

1 災害時優先電話の指定

既設の電話番号を「災害時優先電話」として，N T T東日本茨城支店長に申請し，承認を受け登録しておく。（事前対策）

2 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが，相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお，災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり，着信については，一般電話と同じであるので，緊急時には発信用として使用することが望ましい。

3 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。（※受付時間 8 時～19 時まで）

- (1) 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- (2) 発信電話番号と機関名称等
- (3) 電報の宛先住所と機関名称等
- (4) 通信文と発信人名

4 衛星携帯電話の利用

電話が繋がりにくい又は繋がらない場合には、他の自治体、協定事業所、市の拠点施設等と衛星携帯電話を用いて連携する。

5 災害用伝言ダイヤル、伝言板、音声お届けサービスの利用

大規模災害時における電話の^{ふくそう}輻輳に対応するため、地域住民の安否確認を可能とする災害用伝言ダイヤル「171」、伝言板、音声お届けサービスを利用する。

6 ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用

被害の状況に応じては、職員間の情報伝達手段としても、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用する。

第 3 警察通信の確保

1 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話及び極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これが復旧するまでの間、応急用無線局、携帯用無線局、有線電話の応急仮設等をもって通信の確保を図る。

2 通信施設の復旧

通信の復旧に当たっては、特に急速に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

(1) 有線電話の復旧順位

ア 専用回線

- (ア) 県警察本部～関東管区警察局線
- (イ) 県警察本部～各警察署線
- (ウ) 警察署～交番、駐在所線
- (エ) 加入電話
- (オ) 官公舎電話

イ 構内施設

- (ア) 県警察本部施設

- (イ) 警察署施設
- (ウ) 県警察学校，その他の施設
- (2) 無線施設の復旧順位
 - ア 極超短波通信施設
 - イ 県警察本部超短波施設
 - ウ 警察署超短波施設

第4 公衆電気通信設備が利用できない場合

1 非常通信の実施

市及び防災関係機関は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，有線通信が利用できないか，又は利用することが著しく困難であるときに，災害応急対策のため必要と認めるときは，電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお，非常通信は，無線免許人が自ら発受するほか，防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合は，あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼する。

また，無線局の免許人は，防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの，及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は，非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

(1) 通信の内容

非常通信における通報の内容は，次に掲げるもの，又はこれに準ずるもの。

- ア 人命の救助に関するもの。
- イ 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- ウ 緊急を要する気象，地震等の観測資料
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての実態の把握，復旧，交通制限その他秩序又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ク 遭難者救護に関するもの。
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転，鉄道輸送に関するもの。
- コ 鉄道，道路，電力設備，通信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬，要員の確保，その他緊急措置に関するもの。
- サ 中央防災会議，同事務局，非常災害対策本部，茨城県防災会議及び茨城県災害

対策本部，水戸市防災会議及び水戸市災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務，施設，設備，物資及び資金の調達，配分，輸送等に関するもの。

シ 災害救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき，県知事から医療，土木，建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 取扱い無線局

官公庁，会社等のすべての無線局は，非常通信を行う場合には，許可業務以外の通信を取扱うことができる。

ただし，無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので，市は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

(3) 非常通信の依頼の手続

非常通信を依頼する場合は，通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて，無線局に依頼する。

ア あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号

イ 本文はできる限り簡潔に記載し，字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。

ウ 本文中の濁点，半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。

エ 応援要請を内容とする場合は，その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣，毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し，末尾に発信人の住所，氏名（職名）及び電話番号を記入する。

2 他機関の通信設備の利用

市長は，予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは，次の者が設置する有線電気通信設備又は無線設備を使用することができる。（災対法第56，57条）

また，市長は，災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは，次の者が設置する有線電機通信設備又は無線設備を使用することができる。（災対法第79条）

(1) 使用又は利用できる通信設備

ア 警察通信設備

イ 消防通信設備

ウ 水防通信設備

エ 航空通信設備

オ 海上保安通信設備

カ 気象通信設備

キ 鉄道通信設備

ク 電力通信設備

ケ 自衛隊通信設備

(2) 事前協議の必要

ア 市長は、災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。（事前対策）

イ 災対法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

3 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備及び無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局、茨城放送及び水戸コミュニティ放送に要請する。

4 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能又は困難な場合は、市及び防災機関は使送により通信を確保する。

5 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、県知事に対して、自衛隊の災害派遣通信支援の要請を行う。

第 5 アマチュア無線ボランティアとの連携・協力

災害発生時のアマチュア無線ボランティアを支援するため、平常時から訓練等を通して密に連携する。

また、市は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」を迅速に開設する。

1 アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力

県及び市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

2 アマチュア無線ボランティアの活動内容

(1) 非常通信

(2) その他の情報収集活動

第4節 災害情報の収集・伝達計画

第1 被害情報・措置情報の収集・伝達

第2 防災関係機関の伝達活動

第3 情報収集

第4 被害種類別の伝達方法

担当部	市長公室，財務部，市民協働部，福祉部，保健医療部，産業経済部，建設部，都市計画部，消防局，教育委員会，水道部，下水道部
担当班	交通政策班，被害調査班，市民生活班，福祉総務班，医療救護班，商工観光班，農政班，建設計画班，道路管理班，建築班，土木補修班，市街地整備班，住宅政策班，学校教育班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班，水道総務班，下水道班
関係資料	火災・災害等即報要領（抜粋），被害の分類認定基準等

第1 被害情報・措置情報の収集・伝達

災害が発生したとき，各部は，被害状況及び応急措置実施上必要な事項について直ちに情報を収集し，災害対策本部に報告する。

- 1 被害情報・措置情報の種類（死者，行方不明者，負傷者，要救助者，建物損壊，火災，道路・鉄道・港湾被害，公共施設被害等に関すること。）

(1) 被害情報

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 主な応急措置（実施・実施予定）
- イ 応急措置実施上の措置
- ウ 応援の必要性の有無
- エ 災害救助法適用の必要性

- 2 県災害対策本部等への伝達

被害情報，措置情報の収集伝達は，原則として災害情報共有システムを活用し，「茨城県被害情報等報告要領」により行う。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに報告する。

また，被害の把握ができない状況にあっても，迅速に当該情報の報告に努める。

なお，確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については，被害状況報告を用いて，災害応急対策完了後10日以内に行う。

報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

- (1) 災害概況即報
- (2) 人的被害状況
- (3) 災害対策本部設置状況
- (4) 事務所状況報告
- (5) 避難所状況報告
- (6) 避難指示の発令状況
- (7) 警戒区域設定状況
- (8) 道路規制情報
- (9) 列車運行状況
- (10) 被害状況報告

【報告先：茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課】

防災電話 ８－１００－２８８５ ＮＴＴ電話 ０２９－３０１－２８８５
防災ＦＡＸ ８－１００－２８９８ ＮＴＴＦＡＸ ０２９－３０１－２８９８

あわせて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する事象が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。

ア 市災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以降拡大発展するおそれがあるとき。

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められたとき。

【報告先：消防庁 応急対策室】

電話 ０３－５２５３－７５２７
ＦＡＸ ０３－５２５３－７５３７

県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集に対して応援を要請する。

地域住民等から 119 番通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国

(消防庁)へ同時に報告する。

3 地震情報の収集

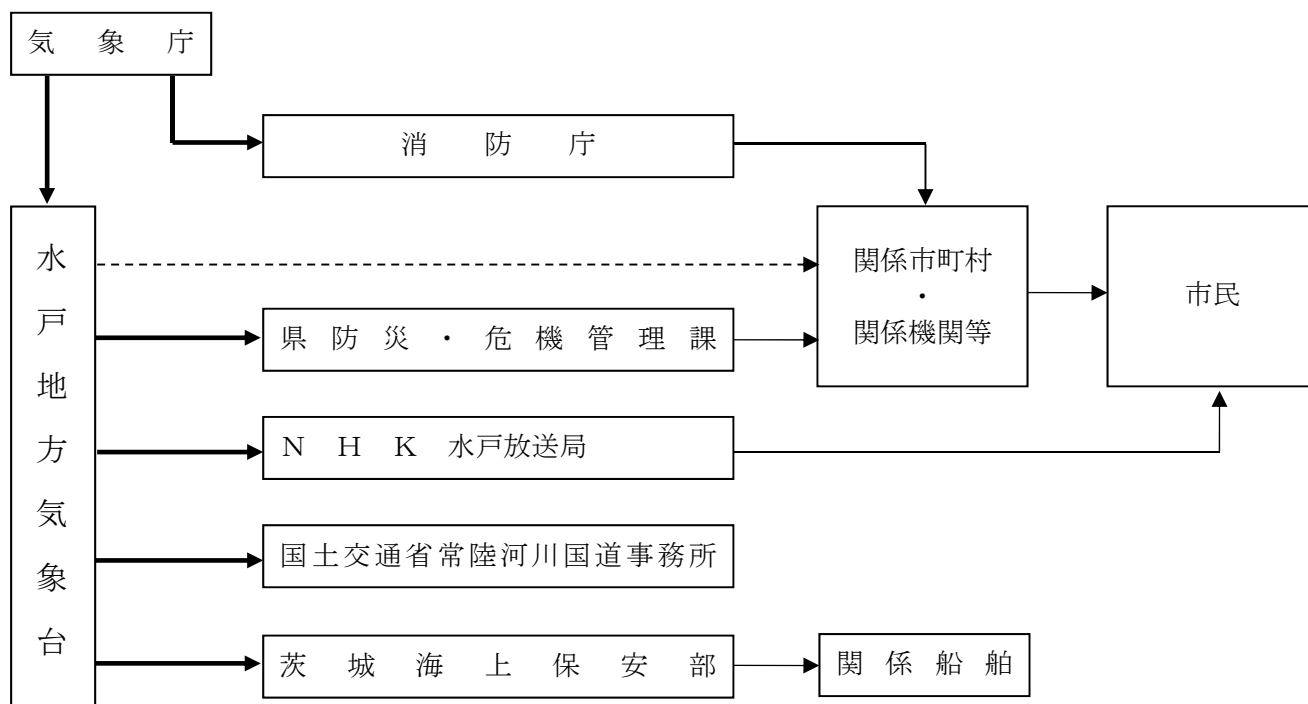
関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	・ 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度 3 以上（大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	・ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・ 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	・ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 ・ 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	・ 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・ 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・ 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	・ 観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

4 地震情報の伝達

気象庁と水戸地方気象台からの地震情報は次の伝達経路により通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

(水戸地方気象台からの伝達系統)



凡例 **→** : 専用線による接続
 → : その他の伝達手段

- - - - - : インターネットによる接続※

※ 地域における防災気象情報の利用を推進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより、関係市町村、関係機関等に情報を提供している。

第2 防災関係機関の伝達活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関及び市に伝達するように努める。

第3 情報収集

市は、災害が発生した場合、直ちに、MCA無線機、衛星携帯電話等を活用し、各地区の被害状況を把握するとともに、甚大な被害が発生している箇所については、ドローン等を活用し、迅速かつ効果的な情報収集に努める。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等による市民からの通報にも注視し、迅速な対応に努める。

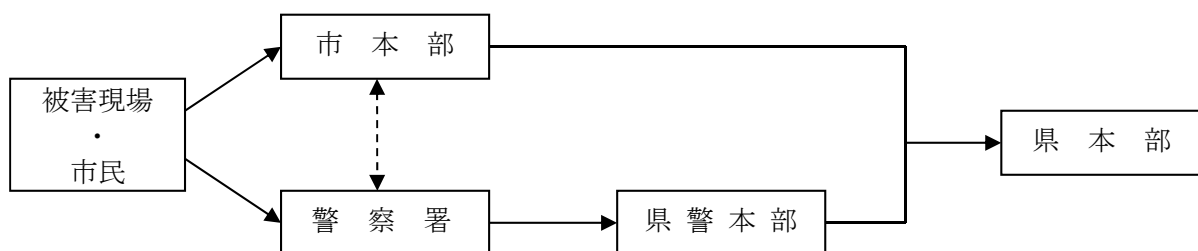
なお、所轄に係る被害状況の収集及び報告担当班は次のとおりとし、「被害状況等報告」のとりまとめは、災害対策本部事務局（情報集約班）が行う。

調 査 項 目	担 当 班
人的被害	消防救助班
住家被害	被害調査班，消防救助班
公共建物被害	※ 各部がとりまとめ，災害対策本部に報告する。
文教施設被害	
農林・畜産及び農林業施設被害	農政班
公共土木施設被害	建設計画班，道路管理班，土木補修班
水道被害	水道総務班
下水道被害	下水道班
商工関係被害	商工観光班
医療施設関係被害	医療救護班
福祉施設被害	福祉総務班
火災被害	火災予防班
市営住宅被害	住宅政策班

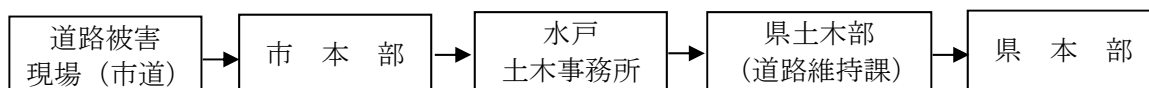
第4 被害種類別の伝達方法

発生する被害の種類によって市は、県災害対策本部に報告するとともに、県の関係機関等に以下の要領で情報の伝達を実施する。

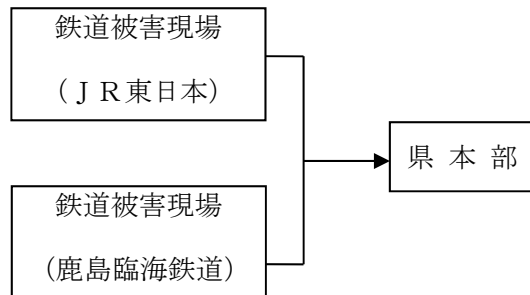
1 情報収集・伝達系統1（死者，負傷者，建物被害，その他の被害）



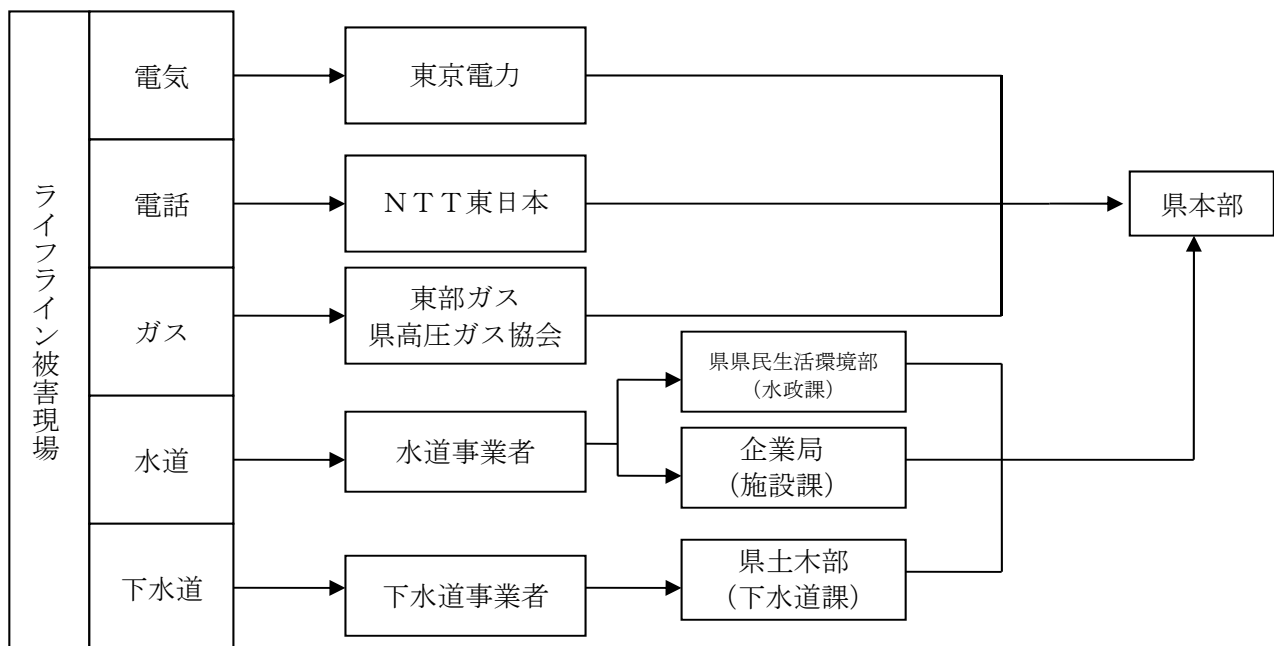
2 情報収集・伝達系統2（道路被害）



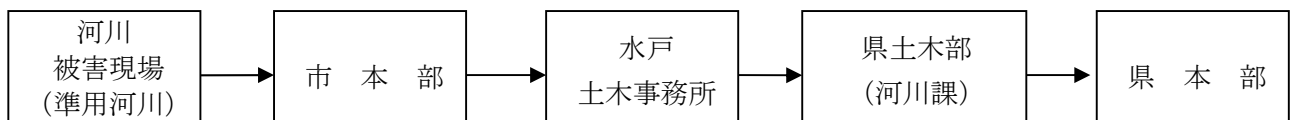
3 情報収集・伝達系統 3（鉄道被害）



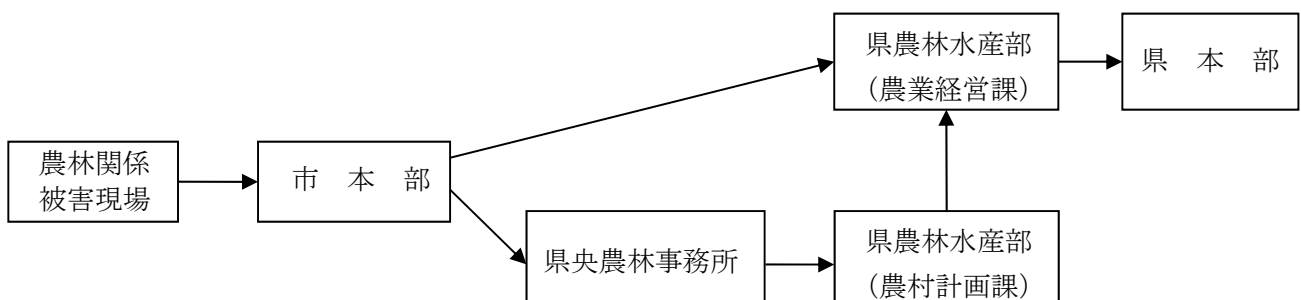
4 情報収集・伝達系統 4（ライフライン被害）



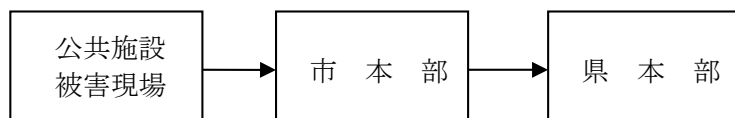
5 情報収集・伝達系統 5（河川）



6 情報収集・伝達系統 6（農作物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地）



7 情報収集・伝達系統 7（その他公共施設）



第5節 広報・広聴計画

第1 広報活動

第2 広聴活動

担当部	市長公室，市民協働部
担当班	広報班，災害対策班

第1 広報活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し，被災地の住民等の適切な判断を助けるため，防災関係機関は相互に協力し，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動を実施する。

また，聴覚障害者に対する広報は，正確でわかりやすい文書や字幕付き放送，文字放送等により行う。

1 広報内容

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象に関する情報
- (3) 地震・津波に関する情報
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) 道路の被害状況及び公共交通の運行状況
- (6) 地域住民のとりべき措置
- (7) 避難指示等の出されている地域及び内容
- (8) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止，ガス漏れの警戒，放火警戒等）
- (9) 流言飛語の防止の呼びかけ
- (10) 治安状況，犯罪防止の呼びかけ
- (11) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (12) 公的な避難所，医療救護所の開設状況
- (13) ライフラインの被害状況，復旧状況
- (14) 救援物資，食料，水の配布等の状況
- (15) し尿処理，衛生に関する情報
- (16) 被災者への相談サービスの開設状況
- (17) 死体の安置場所，死亡手続き等の情報
- (18) 臨時休校等の情報
- (19) ボランティア組織からの連絡
- (20) 鉄道，バスの被害状況，運行状況
- (21) 防災関係機関が実施している対策の状況
- (22) その他の必要事項

2 広報手段

(1) 市及び自主防災組織が保有する広報手段

ア 防災行政無線

重要かつ緊急な災害情報を，防災行政無線を運用して，住民や被災者に広報する。

避難指示を発令した場合には，防災行政無線から，サイレン音を吹鳴するなど，緊急性を伝える。

イ 広報車による呼びかけ

通行の可否などの道路状況に応じて，必要な地域への放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ，広報を実施する。

ウ ハンドマイク等による呼びかけ

エ チラシ等の配布

必要に応じてチラシ等を作成し，現地において配布等を行う。

オ インターネット（ホームページ，LINE，Twitter，Facebook，yahoo!防災情報等）

災害に関する情報を，随時インターネット（ホームページ，LINE，Twitter，Facebook，yahoo!防災情報等）により広報する。

カ 立看板，掲示板設置

キ 住民組織等による広報

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の各地区会等を通じ，災害情報を広報する。

ク 水戸市メールマガジン登録者への災害情報の発信

ケ M C A無線機による災害情報の発信

コ 緊急速報メールによる災害情報の発信

サ 防災ラジオ

市は，緊急情報を発信する際には，自動で起動する防災ラジオ（水戸市自動起動型防災ラジオ）を活用し，屋内の方にも確実に情報を伝達する。

シ その他

(2) 報道機関への依頼

市は，協定に基づき，茨城放送及び水戸コミュニティ放送に災害情報等の広報依頼をするとともに，他の報道機関，放送事業者にも依頼する。この際，聴覚障害者等に配慮し，テレビ放送については字幕をつけるようあわせて依頼する。

なお，情報提供手段は，電話，F A X，メール等を有効に活用する。

(3) 自衛隊等への広報依頼

市は，必要な広報を行うことが困難な場合は，自衛隊，他都道府県に要請し，へ

リコプター等による広報活動を依頼する。

(4) 災害情報共有システム（Ｌアラート）

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、災害情報共有システム（Ｌアラート）に迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、県へ依頼する。

3 報道機関への対応

(1) 報道機関への協力

市は、報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、範囲で提供する。

(2) 報道機関への発表

ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報、被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報については、速やかに実施する。

イ 発表は、原則として災害対策本部広報班長（以下「広報班長」とする。）が実施する。

なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ広報班長と発表事項、発表場所等について調整し、発表後速やかにその内容を報告する。

ウ 指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として広報班長と協議のうえ実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を報告する。

エ 広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第2 広聴活動

市は、被災者の生活相談や要望苦情等を聴取し、本市及び関係機関が実施する災害復旧活動に市民の要望を反映する。

また、市は、被災者の安否情報について照会があったとき、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底したうえで、可能な限り速やかに回答するよう努める。

1 地区相談室の開設

被災者の要望等を速やかに把握するため、市民センター等に地区相談室を開設し、きめ細かな広聴活動を展開する。

2 地区相談室における広聴活動

地区相談室における広聴活動は、災害対策本部事務局情報集約班と連携し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。

3 要望等の処理

聴取した要望等について、市災害対策本部及び関係機関に連絡し、復旧計画に市民の意向を反映させる。

第6節 自衛隊の派遣要請計画

- 第1 自衛隊に対する災害派遣要請
- 第2 自衛隊の判断による災害派遣
- 第3 自衛隊の活動範囲
- 第4 自衛隊との連絡
- 第5 自衛隊の受入
- 第6 自衛隊の撤収要請
- 第7 経費の負担

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

1 災害派遣要請要件の範囲

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事に、自衛隊の派遣を要請する。

【災害派遣要件の範囲】

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

2 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊の「災害派遣要請依頼書」（様式1）により、知事に対してその旨を申し出る。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

【提出（連絡）先】

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課

029-301-1111

029-301-2885（直通）

- (2) 市長は前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、

直接最寄りの部隊に通知し，速やかに知事に対してその旨を通知する。

自衛隊の連絡先

部隊等 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上 自衛隊	施設学校長	警備課長	駐屯地当直司令	0 2 9 (2 7 4) 3 2 1 1
	〔勝田駐屯地司令〕			内線 時間内 2 3 0
	(ひたちなか市勝倉 3 4 3 3)			2 3 4 時間外 3 0 2

第 2 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は，災害が発生又は発生するおそれがある場合で，災害派遣要請を受けた場合は，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し，部隊等を派遣する。

ただし，災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお，要請を待たないで災害派遣を行う場合，その判断の基準とすべき事項については次に掲げるとおりである。

- 1 災害に際し，関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため，自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し，県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に，直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し，自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に，当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し，上記に準じ特に緊急を要し，県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第 3 自衛隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。

避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を 援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活 動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込 み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空 中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し て消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供する ものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常 関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資 の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送 は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与、譲与等に関する総 理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対 し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安 措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの については、所要の措置をとる。

第4 自衛隊との連絡

市長及び知事は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は自衛隊（施設教導隊〔ひたちなか市〕）に通報するほか、必要な情報の交換をする。

第5 自衛隊の受入

1 体制整備の連絡

市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入体制を整備するとともに、派遣部隊及び県との連絡に当たるため、必要に応じ県から職員を受け入れる。

2 受入側の活動

市長は、派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ 連絡職員を指名する。

ウ 派遣部隊の展開、宿営のための後方支援拠点等を提供する。

(2) 災害派遣部隊到着後

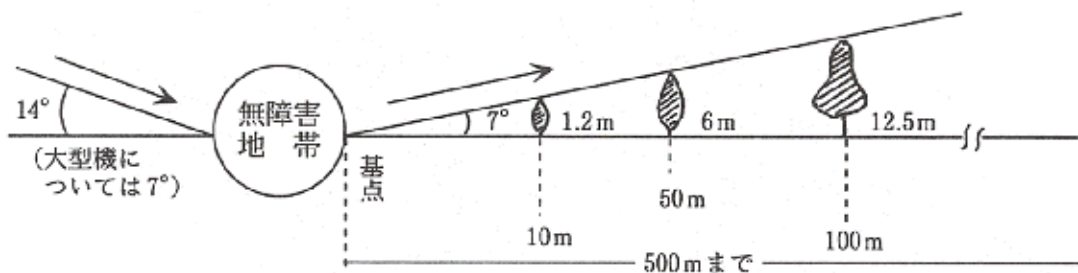
ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容、作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

3 ヘリコプターの受入

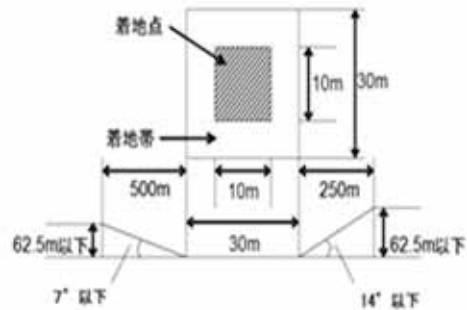
市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整える。

(1) 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



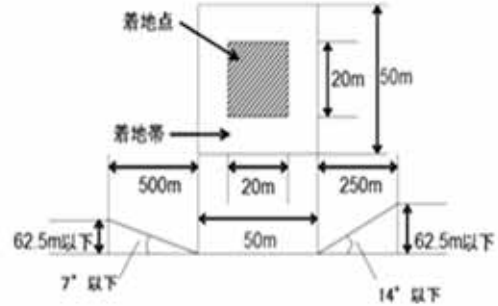
ア 離着地点及び無障害地帯の基準

(ア) 小型機（OH-6）の場合

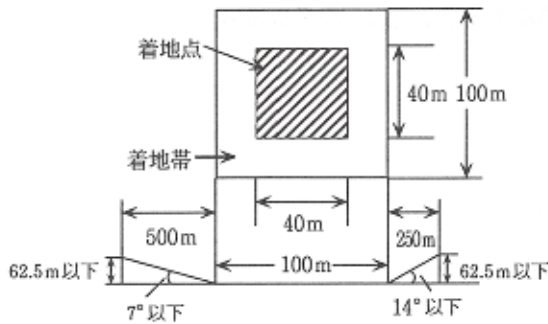


(イ) 中型機（UH-1（1J）,

UH-60JA）の場合



(ウ) 大型機（CH-47）の場合

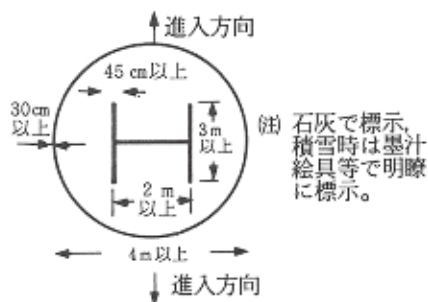


イ 離着地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

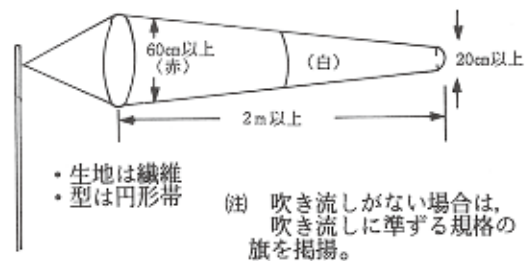
(2) 離着地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

ア H記号の基準



イ 吹き流しの基準



(3) 危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

(4) 水戸市災害用応急ヘリコプター発着場

市長が災害応急対策のため自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合は、下記ヘリコプター発着場一覧又は他の適切な箇所に前記(1)及び(2)の要領により設営する。

また、離着陸の際には、土埃を防ぐため散水等を行うとともに、安全管理の徹底を図る。

ヘリコプター発着場

名 称	所 在 地	土地の状況	T E L
県立水戸第一高等学校運動場	三の丸3-10-1	土	029 (224) 2254
水戸市常澄運動場	大場町468-1	土	029 (269) 4779
県庁ヘリポート	笠原町978-6	コンクリート	029 (301) 2873
楮川浄水場北側空地	田野町1662-14	芝	029 (229) 7141
市立競技場補助競技場	小吹町2058-1	芝	029 (241) 8484
千波公園ふれあい広場	千波町4532	芝	—
千波公園さくら広場	千波町553-1	芝	—
内原市民運動場	内原町1398-1	土	029 (259) 6889
内原ヘルスパーク多目的広場	内原町1384-2	芝	029 (259) 6889
中妻市民運動場	牛伏町114-2	土	029 (259) 6889
鯉淵市民運動場	鯉淵町4632-1	土	029 (259) 6889
水戸市役所本庁舎ヘリポート	中央1-4-1	コンクリート	029 (224) 1111

第6 自衛隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、次に掲げる「部隊撤収要請依頼書」（様式2）により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

第7 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね次のとおりである。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費

- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお，疑義が生じた場合は，自衛隊と依頼者が協議する。

災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 様

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故, その他 ()
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 場 所 県 市
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

2 派遣を必要とする期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 県 市
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体, 人員, 器材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営 (宿泊) 地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) その他

部隊撤収要請依頼書

				文	書	番	号
				令和	年	月	日
茨 城 県 知 事 様							
				機関・職・氏名			印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）							
令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。							
記							
1 撤収要請理由							
2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分							
3 その他必要事項							

第7節 応援要請・受入体制の確保計画

第1 応援要請の実施

第2 応援受入体制の確保

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

担当部	市長公室，市民協働部，消防本部
担当班	企画班，災害対策班，消防総務班，消防救助班
関係資料	災害時における応援協定一覧

市は，市内に災害が発生し，自力による応急対策等が困難な場合，締結した相互応援協定に基づき，迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに，受入体制の確保を図る。

第1 応援要請の実施

1 他市町村への要請

市長は，適切な災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは，「災害時等の相互応援に関する協定」等に基づき，他の市町村長に対し応援要請を行う。

2 県への応援要請・職員派遣の斡旋

市長は，知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合は，県に対し，次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし，緊急を要し，文書をもってすることができないときは，口頭電話等により要請し，事後速やかに文書を送付する。

【応援要請時に記載する事項】

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を求める理由
- (3) 応援を求める職種別人員，車両，資機材，物資等
- (4) 応援を求める場所
- (5) 応援を求める期間
- (6) その他応援に関し必要な事項

【職員派遣斡旋時に記載する事項】

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 国の機関に対する職員派遣の要請

市は，市域における災害応急対策又は災害復旧のため，必要があると認めるときは，

指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

4 民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

第2 応援受入体制の確保

1 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受入体制の確保

市は、国、関係都道府県・市町村等と連絡を行う窓口を、防災・危機管理課におく。

3 受入施設の整備

市は、国、関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備する。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

4 海外からの支援の受け入れ

市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その円滑な受け入れに努める。

5 経費負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

- (1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料等
- (2) 応援のために要した資機材等物品の費用、輸送費等

また、指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

(1) 県内の市町村間の要請

市は、消防機関の現有消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

ア 大規模災害、災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合

イ 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害

ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

エ 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害

オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

ア 事前計画の作成

市は、円滑な広域航空消防応援を受けるため、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するに当たって必要な事項をあらかじめ定めておく。

イ ヘリコプター活動体制の整備

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するとともに、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

(3) 「緊急消防援助隊」の要請

市長は、災害規模及び被害状況を考慮し、県内の消防力をもってしても、これに対処できないと判断した場合は、県知事に対し「緊急消防援助隊」の応援が必要である旨を連絡する。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接連絡し、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

2 応援受入体制の確保

(1) 応援受入窓口

市の応援受入窓口は、消防局（消防指揮本部）とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

(2) 受入施設の整備

市は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

(3) 応援隊との連携

指揮系統，情報伝達方法等を明確にし，「茨城県消防広域応援基本計画」，「茨城県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき，応援部隊との連携により効果的な消防応援活動を行う。

ア 災害状況の情報提供，連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

ウ 部隊の活動・宿営等の拠点の整備・提供（公園等）

エ 消防活動資機材の調達・提供

オ 茨城県消防応援活動調整本部への要員派遣（県庁内設置）

カ 緊急消防援助隊指揮支援本部との連携及び連絡調整（本部長：指揮支援隊長）

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は，原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

第 8 節 災害警備計画

第 1 警備体制

第 2 警備実施

第 3 警備活動に対する援助要請

県警察は、災害が発生した場合においては、関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から県民の生命，身体，財産を保護することが極めて重要である。

このため県警察は、「茨城県警察災害警備計画」に基づき、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握，救出救助，避難誘導，交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

第 1 警備体制

1 警備本部の設置

県警察は、災害が発生したときは、規模，態様等を判断して、県警察本部に警備本部，警察署に警察署警備本部等を設置し指揮体制を確立する。

2 警備部隊の編成

県警察は、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び様態に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

第 2 警備実施

1 被害実態

(1) 初期的段階における被害実態の把握

- ア 津波・火災の発生状況
- イ 死傷者等人的被害の発生状況
- ウ 家屋等の倒壊等建物被害の状況
- エ 住民の避難状況
- オ 主要道路，橋及び鉄道の被害状況
- カ 危険物貯蔵所及び重要施設の被害状況
- キ 電気・水道・ガス，通信施設等ライフラインの被害状況
- ク 堤防・護岸等の損壊状況

(2) 初期的段階以降

- ア 被災者の動向
- イ 被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
- ウ 被災道路・橋及び鉄道の復旧状況及び見通し
- エ 電気・水道・ガス，通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し

オ 市・日赤・病院等の救護対策の状況

2 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

3 救出救助

(1) 救出救助活動等

大震災発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施する。

また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認めるときは、市と連携して被災地域に居住する市民の安否確認活動を実施する。

(2) 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、建設機材保有業者の協力を得て、迅速かつ効果的に行う。

4 避難誘導等

避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

(1) 避難指示発令時の措置

市長が避難指示を発令したときは、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市、消防職員等が連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。

また、避難のための立退きを行うことにより、危険を伴う場合は、屋内安全確保に関する措置を考慮すること。

(2) 雑踏事故等予想時の措置

大震災発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想されるときは、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。

(3) 災害危険箇所における災害発生時の措置

災害危険箇所等について、災害発生が予想されるときは、市対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促す。

(4) 通報受理時の措置

災害危険箇所等の管理者等から災害発生の通報を受けたときは、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。

(5) 危険性切迫時の措置

災害発生の危険性が切迫しているときは、法令（警察官職務執行法）に規定する避難等の措置を講じる。

5 交通対策

被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

6 死体の見分及び検視

(1) 検視場所及び遺体安置場所の確保

検視は、市長等と協議し、検視場所及び遺体安置場所を確保して行う。

(2) 関係機関の協力確保

検視は、日本法医学会、日本法歯科医師会、茨城県医師会警察医会及び茨城県警察歯科医師会、市長その他関係機関の協力を得て行う。

(3) 身元不明死体の措置

身元不明死体は見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置を取り、関係機関に引き継ぐ。

7 保安対策

被災地域における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗するなどの各種犯罪の予防活動等を次により実施する。

(1) 犯罪の予防等

ア 地域安全情報の収集及び提供

被災地域における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。

イ 保安活動

(ア) 警戒警備の強化

被災地域及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

(イ) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送及び集積所における混乱、避難所等の定期的な巡回を行う。

(ウ) 警察安全相談所の開設

必要により警察安全相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

(2) 行方不明者の調査及び要配慮者等の保護

ア 行方不明者相談所の開設

必要に応じ、警察署及び交番その他の場所に行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索、要配慮者等の保護に関する相談活動を行う。

イ 要配慮者を保護したときの措置

(ア) 要配慮者等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

(イ) 保護した要配慮者等のうち、保護者等の引取人がないもの、それらが容易に判明しないものについては、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関又は施設に通告し、引き継ぐ。

ウ 行方不明者に関する届出を受理したときの措置

(ア) 行方不明者に関する届出を受理したときは、避難所、病院その他関係機関又は施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

(イ) 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

(3) 流言飛語に対する措置

災害発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから市民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、市民の不安除去に努める。

(4) 危険物等に対する措置

ア 鉄砲火薬類の製造販売業者及び所有者に対し窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預かり措置を行う。

イ 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域（警戒線）内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(5) 経済事犯等に対する措置

商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸又は所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を緊密に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行う。

(6) 猟銃等への対策

災害が発生し、法令に規定する銃砲刀剣類に対する県公安委員会の緊急措置が講じられる以前においては、所在不明銃の早期発見、避難所等に避難する猟銃等所持者の銃の保管及び銃砲刀剣類の製造販売業者に対する盗難防止等の措置を講じる。

8 関係防災機関に対する協力

(1) 消防活動に対する協力

火災発生等の場合における消防車両の通行の確保，警戒区域（警戒線）の設定等に当たっては，警備要員を派遣して協力する。

(2) 水防活動に対する協力

堤防，護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は，必要な警備要員を派遣し，水防関係車両の優先通行及び警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに，水防活動に協力する。

(3) その他

関係防災機関が行う防疫，緊急物資及び救援物資の輸送，道路の応急復旧，救護等の活動に対しては，必要により所要の警備要員又は部隊を派遣して支援を行う。

第3 警備活動に対する援助要請

1 他の都道府県警察に対する援助要請

災害の規模が大きく，県内の警備要員，車両，航空機及び資機材をもって対処できないときは，警察庁又は他の都道府県警察に対し広域緊急援助隊の派遣等警察法第60条第1項の規定による援助要求を行う。

2 関係機関に対する援助要請

警備実施上必要があるときは，関係機関に援助要請を行う。この場合，自衛隊に対しては，茨城県災害対策本部を通じて行い，その他の機関に対しては当該機関に対し直接行う。

第9節 避難計画

- 第1 高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保
- 第2 高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保の発令基準
- 第3 避難措置の周知
- 第4 警戒区域の設定
- 第5 避難の誘導
- 第6 住民等自主避難者への対応
- 第7 避難指示等の解除
- 第8 避難所の開設・運営

担当部	市民協働部，福祉部，保健医療部，都市計画部，教育委員会
担当班	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班，公園緑地班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
関係資料	水戸市津波ハザードマップ，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧，避難所・避難場所一覧，茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

市は，災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校，市民センター，神社，寺院等の既存の建物，野外に設置した仮設物等に受け入れ，保護する。

避難者の受入に当たっては，高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点を十分に配慮するとともに，感染症対策，避難の長期化等を考慮し，旅館やホテルなど被災地以外の地域にある施設を含め，多様な施設の確保に努める。

第1 高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保

1 避難が必要となる災害

地震発生後，被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い，積極的な情報収集に努め，適切に高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を伝達する。

また，必要に応じ，避難準備情報を適切に提供するように努める。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・津波 | ・地震による建物倒壊 |
| ・崖崩れ，地すべり | ・地震水害（河川，海岸，ため池等） |
| ・延焼火災 | ・その他 |
| ・危険物漏洩（毒劇物，爆発物） | |

- 2 避難指示等の発令を行う権限のある者は，それぞれの法律によって定められているが，災害応急対策の第一次的な実施責任者である市を中心として相互に連携をとり，実施する。

(1) 市長（災対法第 60 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

また、市長は、必要に応じ、立ち退きの勧告又は指示の前の段階で、住民に立ち退きの準備又は立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める。

(2) 警察官又は海上保安官（災対法第 61 条）

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認めるとき、若しくは市長から要求があったとき、又は住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

(3) 水防管理者（市長）（水防法第 29 条）

水防管理者（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命及び身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

(4) 知事又はその命を受けた県職員（災対法第 60 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

ア 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

イ 知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示する。

(5) 災害のために派遣を命じられた部隊等の自衛官「その場に警察官のいない場合に限る。」（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

市は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアル等に基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。

また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

(6) 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。

- ア 避難（準備）が必要な地域（町名、施設名等）
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ その他必要な事項（最小限の携帯品、介助の呼びかけ等）

3 避難所の設置

- (1) 避難所の設置は、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 市限りで避難所を設置することが困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 避難指示等の発令基準

市民が避難行動を開始する必要等について、避難指示等の発令の種類・判断基準の目安を次のとおり分類する。

1 高齢者等避難

(1) 発令時の状況

高齢者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害発生のおそれがある状況。

(2) 住民に求める行動

高齢者等の要配慮者、特に避難行動に時間を要する方は、避難所への避難行動を開始する。

上記以外の方は、家族等との連絡、非常持出袋の用意等、避難準備を開始する。

2 避難指示

(1) 実施基準

- ア 注意報、警報等が発表され、気象等の災害の発生が予想される場合
- イ 地震水害により、河川が堤防を超え洪水の恐れがある場合
- ウ その他災害の発生が予想され、市長が必要と認めた場合

(2) 発令時の状況

通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害発生のおそれが高まった状況

(3) 住民に求める行動

避難場所への立退き避難を基本行動とするが、避難場所への避難が命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋へ移動する等の緊急避難

3 緊急安全確保

(1) 実施基準

- ア 火災、洪水、がけ崩れ等被害の危険が目前に迫っていると判断される場合
- イ 現に災害が発生している場合

(2) 発令時の状況

既に災害が発生している又は災害による被害の危険が切迫している状況

(3) 住民に求める行動

災害が発生又は迫っている状況であるため、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋へ移動する等、直ちに身の安全を確保

第3 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対して、その内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

1 市民への周知徹底

避難指示等を発令した場合は、防災行政無線、防災ラジオ、広報車、市ホームページ等により周知徹底を図る。その場合、関係地域のすべての人に伝わるよう留意し、放送事業関係者（NHK水戸放送局・茨城放送・水戸コミュニティ放送）の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意する。

2 関係機関相互の連絡

市が避難の避難指示等の発令を行ったとき、又は警察官、海上保安官からの避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、市は、次の要領により関係機関等へ連絡する。

(1) 隣接市町村

地域住民が避難のため、隣接市町村施設の利用が想定される場合や、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合は、当該市町村に連絡し、協力の要請をする。

(2) 国・県の関係機関への要請

国土交通省常陸河川国道事務所、水戸警察署、その他関係機関に連絡し、協力の要請をする。

(3) 学校施設等の管理者への要請

教育長を通じ、避難所として利用する学校施設等の管理者に対して連絡し、協力の要請をする。

(4) 県への報告

避難の措置及びその解除について、速やかに茨城県被害状況等報告要領に基づき、県災害対策本部へ報告する。

(5) 放送事業者への連絡

避難指示等（それぞれ「解除」を含む。）を発令した際には、避難指示等の発令情報をＬアラート等を通じて放送事業者へ連絡するとともに、あわせて県防災・危機管理課へ同情報を連絡する。

第４ 警戒区域の設定（災対法第 63 条）

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずることができる。

警察官又は海上保安官は、市長又はその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行することができる。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

市民に警戒区域を周知する際には、ロープ等により明示するなど、不特定多数者に対して一定時間客観的にわかるようにする。

3 警戒区域設定の想定

災害発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

- (1) 崩落危険のあるがけ地周辺区域
- (2) 崩壊危険のある大規模建物周辺区域
- (3) 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される区域
- (4) 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される区域

- (5) 放射線使用施設の被害による被ばくの危険が及ぼすと予想される区域
- (6) その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

第5 避難の誘導

1 避難誘導の責任者

- (1) 避難誘導責任者は、市職員、消防職員・消防団員、警察官とする。
- (2) 誘導員は、当該地域の消防団員、自主防災組織の中から選任する。
- (3) 市職員を避難所及び危険区域に配置する。

2 避難誘導の留意事項

(1) 避難誘導の方法

市、警察等が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定する。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図る。

オ 避難誘導は受入先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行う。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

イ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

第6 市民等自主避難者への対応

市は、市民等が自主的に避難を開始した場合又は自主避難を開始する旨の連絡を受けた場合は、職員を派遣し、避難行動の支援及び避難所等の開設・運営を行う。

また、市は、自主避難者への情報提供及び食料等の配給を必要に応じて継続的に行うが、災害の発生状況又は諸条件を勘案し、帰宅を促す。

なお、自主避難者がペット等の動物を連れてきた場合は、施設内への持ち込みは原則

禁止とし、適正な対応を図る。

第7 避難指示等の解除

市は、災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難指示等の解除を行い、直ちにその旨を公示する。

第8 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

避難所の開設決定は、災害対策本部長（市長）が被災者、被災地域の状況及び設置予定施設の被害状況に応じて行う。

ただし、地域の被害状況に応じ、避難所開設関係者の判断により開設した場合は、災害対策本部へ報告する。

また、市民センター所長、避難所指定動員職員、学校関係者、自主防災組織等が連携し、避難所の開設と運営実務を行う。

なお、平常時においては、災害時に迅速な開設を行えるよう開設訓練を実施するとともに、鍵の保管方法等を避難所開設関係者において情報を共有する。

(1) 対象者

- ア 住家が被害を受け、住居の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館等の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設（資料「市内避難所一覧」参照）
- イ 広域避難場所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(3) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

災害救助法については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

(4) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

(5) 開設の手順

ア 避難所への参集

市内で震度5弱以上の揺れを記録した場合、市民センター所長、避難所指定動員職員、学校関係者、自主防災組織は市民センター等へ参集する。

イ 被害状況の確認及び報告

参集した職員は、避難所の被害状況について調査を行い、災害対策本部事務局情報集約班へ報告する。

ウ 受付窓口の設置

市は、避難所を開設した場合には避難者の氏名・自宅住所・性別・年齢等について把握できるよう、避難所に受付窓口を設置する。

(6) 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(7) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の目的

イ 箇所数及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

2 避難所の運営・管理

市は、避難所の開設に伴い、職員を配置し、学校関係者、自主防災組織及びボランティアとの連携のもと、あらかじめ策定した避難所運営マニュアル等に基づいて避難所の運営・管理を行う。

市は、避難所の開設に伴い、職員を配置し、学校関係者、自主防災組織及びボランティアとの連携のもと、あらかじめ策定した避難所運営マニュアル等に基づいて避難所の運営・管理を行う。

避難者の受入に当たっては、高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ、男性、女性、性的マイノリティの方の視点を十分に配慮するとともに、感染症対策を講じるなど、避難所の安全性の確保に努める。

また、公営住宅等の利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努めるとともに、必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

(1) 避難者等の調査の実施

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品の供給等にかかわる事項の調査を実施する。

(2) 避難者と児童・生徒との住み分け措置

避難所が学校である場合は、避難者と児童・生徒の住み分けを行い、学校の早期回復に配慮する。

(3) 要配慮者対策

高齢者や障害者等の要配慮者のための場所を指定避難所内に確保する。

また、必要により福祉避難所を開設し、介護の体制を整備する。

(4) 避難者のプライバシー確保

避難生活において、間仕切りの設置等避難者への配慮を行う。

また、入浴時においては、共同入浴が難しい方に配慮し、一人ずつ入浴する時間を設けるなど、誰もが気兼ねなく入浴できる環境を整えることに努める。

(5) 特設公衆電話の設置・運用

市民センター所長は、施設に配備している特設公衆電話を玄関付近に設置し、市民に開放する。

(6) 炊き出し

災害直後は、市で備えている非常食等を避難者に提供し、設備の安全が確認できるなど、準備が整い次第、自主防災組織等の協力を得て炊き出しを行う。

災害対策本部は、炊き出しに必要なプロパンガスやコンロを高圧ガス保安協会水戸支部の協力のもと、確保する。

(7) 避難所における市民の心得避難所に避難した者は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

また、市は平時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図る。

ア 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力

イ 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力

ウ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

エ 要配慮者への配慮

オ プライバシーの保護

カ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3 福祉避難所の開設・運営

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活を送ることが難しいため、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(1) 対象者

高齢者、障害者等の特別な配慮が必要な避難者（要配慮者）

(2) 設置場所

福祉避難所としてあらかじめ指定している施設（資料「避難所・避難場所一覧」

参照) 等

(3) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

災害救助法については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

(4) 設置期間

発災日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

(5) 開設の手順

ア 災害時、指定避難所の開設と同時に、福祉避難所の状況（被害、収容可能人数、開設可能時期等）を確認する。

イ 指定避難所等の避難者の状況を確認し、福祉避難所の開設について、災害対策本部で協議し、福祉避難所の開設について決定する。

ウ 福祉避難所へ搬送する人数及び避難者の配慮すべき点を確認する。

エ 市として、人数及び避難者の配慮すべき点を考慮し、開設する福祉避難所を選定する。

オ 選定した施設と開設時期や収容受け入れ可能な人数などについて調整する。

カ 調整ができた時点で、市のバス等で避難者を搬送することを原則とする。

(6) 福祉避難所開設の要請

市は、福祉避難所が不足する場合は、県に対し、福祉避難所の開設への協力を要請する。

(7) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難者名簿（名簿は随時更新する。）

イ 福祉避難所開設の目的

ウ 箇所名、各対象収容受入人員（高齢者、障害者等）

エ 開設期間の見込み

4 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、避難の長

期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

市は、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。

(3) 男女双方の視点

市は、女性専用の物干し場、授乳室、男女別の更衣室の設置に努めるとともに、女性用品（生理用品・女性用下着等）については、女性による配布を行う等、配布方法についても配慮する。

また、トイレについては、車いす利用者や、性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できる多目的トイレ等の設置に努める。

(4) 避難所の安全性の確保

市は、避難所において、女性や子ども等に配慮し、定期的な巡回警備、防犯ブザーの配布を行うなど、警察と連携し、避難所の安全性を確保する。

5 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。

また、必要時は、医師、保健師等で構成するチームを編成し、避難所ごとに健状態の把握等を行う。

(2) 避難所の感染症対策

市は、避難所における感染症の発生を防止するため、県が策定した「避難所感染症対策の手引き」等に基づき、体調に応じた避難場所の振り分け、部屋の換気、居室の定期的な消毒等を行うなど、避難所における感染症予防対策を徹底する。

※ 新型コロナウイルス感染症の流行が収まるまでは、市が策定した「新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針」に基づき、感染症対策を講じる。

(3) 要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、その対応に十分配慮する。

また，必要に応じて福祉避難所への移動，社会福祉施設への緊急入所，避難所内の個室利用等を行う。

(4) 継続的要配慮者名簿のリストアップ

市は，援助者が変更しても継続援助が提供できるよう，個別的に継続援助が必要なものについて，避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を作成する。

(5) 関係機関との連携の強化

市は，県及び他市町村と，支援を必要とする高齢者，障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス，ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

第10節 緊急輸送計画

- 第1 緊急輸送の実施
- 第2 緊急輸送道路等の確保
- 第3 緊急車両等の確保

担当部	市民協働部，建設部
担当班	災害対策班，道路管理班，土木補修班

市は，災害時の緊急輸送を効率的に行うため，関係機関と協議の上，指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し，緊急輸送道路の確保を最優先として，啓開作業を行う。

また，運送事業者等と連携し，輸送車両，ヘリコプター等の確保や，救援物資の輸送拠点の整備，輸送体制の充実等を図るとともに，緊急交通路の確保，被災地及びその周辺道路の交通渋滞の解消を目的とした交通規制を関係機関と連携し実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 総括的に優先されるもの

- (1) 人命の救助，安全の確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ア 救助，救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者，重症患者
- エ 災害対策要員，ライフライン応急復旧要員等，初動期の応急対策要員・物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ア 前記(1)の続行
- イ 食料，水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資

- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

第2 緊急輸送道路等の確保

市、県及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用して、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

2 道路啓開等の実施

市は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。その際、第1次緊急輸送道路を最優先とし、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路、災害時主要道路の順に行う。また、2車線確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交互通行ができる待避所を設ける。

3 放置車両対策

市、県及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 啓開等に必要な人員・資機材の確保

市は、被害状況に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

第3 緊急車両等の確保

1 車両の調達

市は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、市内輸送業者、近隣市町村又は県に対して調達・斡旋を要請する。

2 鉄道による輸送の確保

災害時において自動車による輸送が不可能なとき、遠隔地のため鉄道による輸送が適切な場合には、東日本旅客鉄道株式会社に依頼する。

3 ヘリコプター等による輸送の確保

地上交通が途絶した場合又は輸送に急を要する場合には、県にヘリコプター等による輸送を要請し、被害の情報収集、救出、救助活動を行う。

4 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

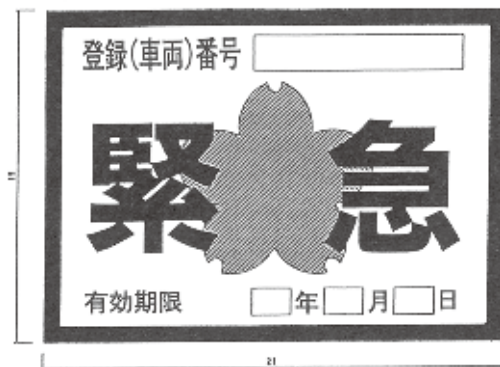
- (1) 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- (2) 前記(1)により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。
- (3) 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届け出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図る。

また、この事前届け出の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

- (4) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。

なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は次のとおりである。

〔標章〕様式第3（第6条関係）



- 備考1 色彩は記号を黄色，縁及び「緊急」の文字を赤色，「登録（車両）番号」，「有効期限」「年」，「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年，月及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。
- 2 記号の部分に，表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は，センチメートルとする。

様式第 4 （第 6 条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 径 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第11節 交通計画

- 第1 交通規制
- 第2 交通規制計画
- 第3 発見者の通知
- 第4 道路・橋の応急対策

担当部	建設部
担当班	建設計画班，道路管理班

第1 交通規制

災害により道路，橋等の道路施設に被害が発生し，交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき，又は交通の混乱により応急対策に支障を来すおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策については，本計画で定める。

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は，おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは，道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）する。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条，5条及び6条）

災害時において道路上の危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは，公安委員会，警察署長，警察官（以下「警察関係機関」という。）は，歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員，物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは，公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し，又は制限する。

2 道路管理者による交通規制

- (1) 市道については，道路管理班を派遣し，道路施設の巡回調査に努め，次のような交通規制を実施する。

交通規制を行う状況	道路の破損，欠損，その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全，交通の危険防止
規制内容	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限
根拠法令	道路法第46条

(2) 市道以外

市は，市以外のものが管理する道路施設等において，道路の破損，欠損，その他の事由により交通が危険であると認められる場合その管理者に通知し，規制する。

なお、市以外の管理者に通知して規制をするいとまがないときは、市対策本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法第6条に基づく規制を実施し、又は市長が災対法第60条により避難の指示をし、若しくは同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

3 交通規制に当たっての留意事項

- (1) 災対法に基づく交通の禁止、制限を行う場合には、原則として同法施行令第32条に基づく「標識」を設置して行う。
- (2) 交通検問所において交通規制を実施する場合には、車両の転回、後退、右左折等を取りうるよう規制箇所の手前に所要の場所を確保する。
- (3) 車両（パトロールカー、広報車等）、資機材（無線機、照明、ロープ、パイプ棚）を配置して効果的に行う。
- (4) 大規模災害の発生当初は、電気、通信等の機能が停止することが予想されるのでパトロールカー、携帯無線機等を最大限に活用する。

4 広域的な協力・連携その他必要な措置

(1) 災対法第67条に基づく応援の要求

市は、交通規制区域指定が行われた場合、必要に応じて隣接市町長に対し、被災地域内への一般車両の進入禁止に関する広報、道路啓開のために必要な要員・資機材等の派遣など必要な応援協力を要請する。

(2) その他広域的な協力・連携の要請

各道路管理者及び市は、道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は、関係機関・事業所、団体等に広域的な協力・連携を要請する。

第2 交通規制計画

1 災害応急対策期

(1) 被災地への流入車両の制限

震災発生直後において、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

ア 第一次交通規制

被災地を中心とした概ね半径20kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

イ 第二次交通規制

震災の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心とした概ね半径40kmの地点の主要交差点において、被

災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

ウ 常磐自動車道対策

高速道路では、水戸 I C 以南については、計測震度5.0以上、水戸 I C 以北については、計測4.5以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに、東日本高速道路株式会社（関東支社）と連携して、通行車両の緊急停止措置を実施する。

(2) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は次のとおりである。

〔標示〕 様式第 2（第 5 条関係）



備考 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次表のとおりである。

【緊急交通路指定予定路線】

	地区別	路線名
1	土浦、つくば地区	常磐道（国道6号）、圏央道、国道125線
2	鹿嶋、神栖地区	国道51号、国道124号
3	水戸地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関東道
4	日立地区	常磐道（国道6号）
5	筑西地区	北関東道（国道50号）、国道294号
6	境地区	新国道4号バイパス、国道125号

※ 「（国道6号、50号及び51号）」は、常磐道及び北関東道が使用不能である場合に、緊急交通路として指定する。

(3) 区域指定による規制

災害状況により，災害現場及びその周辺の道路全てを緊急輸送のため確保することが必要な場合には，その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(4) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は，緊急交通路等に放置車両，その他交通障害となる車両又はその他の物件がある場合は，直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。

また，著しく障害となる車両又はその他の物件については，道路管理者等の協力を得て排除するほか，状況により必要な措置を講じる。

(5) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について，交通情報板，警車両，立看板，横断幕，現場の警察官による広報のほか，テレビ，ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて，ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知する。

2 復旧・復興期

(1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については，被災地における活動が，災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては，災害の状況，災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い，復旧・復興のための輸送路（復旧，復興関連物資輸送ルート）として運用する。この場合，復旧・復興の円滑化のため，原則として，復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路のほか，災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら，規制区間，箇所等の見直しを行い，実態に即した交通規制を実施する。

(3) 広報活動復旧・復興期における交通関連情報について，あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は，次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は，カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両において避難するときは，できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて駐車し，エンジンを切り，エンジンキーは付けたままとし，窓を閉め，ドアはロックしない。

エ 避難するときは、車両を使用しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(イ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第3 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通知する。通知を受けた警察官又は市長は、相互に連絡する。市長は、その路線管理機関に速やかに通知する。

第4 道路・橋の応急対策

道路、橋の被害によって交通が阻害されることは、災害の救助作業・復旧作業等に重大な支障をきたすため、迅速な応急処理により交通の確保に努める。

1 迂回路を確保し、看板等により迂回路を表示する。

2 被害が甚大の場合は、市内の建設業者から、応援を得て復旧に当たる。

第12節 消防活動計画

- 第1 消防活動体制計画
- 第2 消防活動計画
- 第3 応援協力体制の確立
- 第4 消防団計画

担 当 部	保健医療部，消防局
担 当 班	医療救護班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	署所の配置一覧（消防局），消防団配置一覧

大規模な災害発生による火災，建物の倒壊，浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。よって，消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し，救助・救急活動を行い，災害から市民の生命と身体の安全，被害の軽減を図る。

また，市民，自主防災組織等と相互の連携を図り，効果的な対策を実施する。

第1 消防活動体制計画

1 消防局災害対策本部の設置

消防局長は，応急活動体制を維持するために，特別配備体制発令と同時に消防局に消防局災害対策本部を設置する。

(1) 構成員

水戸市消防職員服務規程（昭和42年消防本部訓令甲第3号）第52条第2項第1号アに規定する第1幹部会議構成者とする。

(2) 事務分掌

消防局災害対策本部の事務分掌は，「水戸市災害対策本部の組織及び事務分掌」のとおりとする。

第2 消防活動計画

地震や大規模な市街地火災等の災害が発生した場合における消防活動は，次の方針を原則とし，応急活動を実施する。

1 情報収集及び伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員，自主防災組織等からの被害情報などを総合的に把握し，初動体制を整える。

(2) 災害状況の伝達

消防長は，災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに，応援要請等の

手続に遅れないように努める。

また、各地区災害対策を円滑に実施するため、必要な情報を地域住民に対して伝達を行う。

2 消火活動

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能な地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災消火活動優先の原則

工場や危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

ア 出動部隊の各級指揮者は、積極的に情報を収集して火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とする。さらに風向、風速に配慮した転戦路確保、延焼危険大なる方向からの順次包囲態勢を主眼とした延焼防止、救助・救急活動等限られた消防力を最大限に活用することを総合的に判断し、活動方針を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) その他

災害時には、市民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧及び人命救出救助を原則として活動するとともに、警防規程に即し活動する。

3 救助・救急活動

- (1) 災害発生時，多種多様な救助・救急事象が複合し，同時多発すると予想されることから，救助及び救急要請に対して別に定める規程（水戸市救助規程，水戸市救急業務規程）に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は，緊急性の高い傷病者を優先とし，その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに，他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し，同時に多数の救助・救急が必要となる場合は，火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

- (2) 救助効率重視の原則

延焼火災が少なく，同時に多数の救助事象が発生した場合は，原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に注力を注ぎ，効率的な救助活動を行う。

- (3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊，土砂崩れ等により，通常の救助用資機材では対応困難な救助事象が発生したときは，災害協定に基づき水戸市建設業協同組合又は水戸市造園建設業協同組合等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

- (4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し，医療機関，自主防災組織，医療ボランティア等と協力し，傷病者の応急手当，トリアージを行う。

- (5) 後方医療施設への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって，傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 消防災害対策本部は，搬送先の医療機関が施設及び設備の被害，ライフラインの途絶等により，治療困難な場合も考えられるため，広域災害救急医療情報システム（E M I S）から，各医療機関の応需状況を早期に情報収集し，医療救護班，救急隊に対して情報伝達する。

ウ 防災ヘリコプター等による重篤傷病者等の搬送について，搬送体制の整備を行い，積極的に活用を図る。

- (6) 自主防災組織等による救助・救急活動

市民，自主防災組織等は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

4 広報活動

注意，警戒本部体制及び災害対策本部体制が発令された場合は，市民に対する広報及び報道機関に対する広報を次により実施する。

- (1) 市民に対する広報は，警戒を促すための注意警戒広報と避難の勧告，指示を伝達するための避難広報があり，消防車等の拡声器によるほか，直接口頭伝達により実

施する。

- (2) 報道機関に対する広報は、消防本部で把握した情報等のうち、災害対策本部と協議して必要に応じ発表する。

第3 応援協力体制の確立

1 茨城県広域消防相互応援

消防局長が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、県内消防機関による広域的な応援を実施するために、「茨城県広域消防相互応援協定」等に基づき他市町村の応援部隊の派遣を要請する。また、消防応援を求められたときは、迅速な消防相互応援を実施する。

なお、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

2 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、地震等の大規模災害や毒性物質の発散等による特殊災害発生時における人命救助活動を効果的かつ迅速に実施するため、全国規模での消防応援体制を確保することを目的としている。

消防局では、水戸市消防局広域応援計画を策定し、本市登録部隊が被災地に迅速に出動する体制を確立している。さらに、関東ブロック合同訓練等に積極的に参加することにより派遣体制の検証に努めている。

また、受け入れる場合についても、水戸市消防局受援計画を策定し、円滑な対応に努めている。

第4 消防団計画

震災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合、水戸市消防団の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第32号）及び水戸市消防団規則（平成2年水戸市規則第36号）に基づき、消防団は消防局と綿密な連携を保持し、次により災害防止活動を実施する。

1 指揮本部の設置

消防局長は、消防局に災害特別配備体制が発令され、消防局災害対策本部が設置された場合は、その中に消防団指揮本部を設置する。

2 組織及び事務分掌

消防団指揮本部及び分団指揮本部の組織、事務分掌は次のとおりとする。

(消防団指揮本部及び分団指揮本部の組織)



(消防団指揮本部等の事務分掌)

団 指 揮 本 部	団 長	1 本部の庶務に関すること。
		2 地区本部との連携に関すること。
		3 気象情報等の伝達に関すること。
	副 団 長	4 関係機関との連絡に関すること。
		5 応急活動の指揮に関すること。
		6 救急，救助活動に関すること。
	本 部 員	7 避難に関すること。
		8 災害情報等の収集に関すること。
		9 その他必要な事項に関すること。

3 消防団員の配備基準及び動員

消防団員の配備基準は，本章に定める特別配備体制基準によるものとし，動員については原則として次のとおりとする。

配 備 体 制	動 員 人 員
1 号 配 備	班長以上の団員で団長が指名する団員
2 号 配 備	班長以上の団員及び団長が指名する団員
3 号 配 備	全団員

4 災害応急活動

消防団は，災害応急活動を次のとおり実施する。

(1) 活動範囲

消防団の活動範囲は水戸市消防団規則に定める管轄区域を原則とする。

ただし，消防局長の指示があった場合は，管轄区域外においても活動する。

(2) 部隊編成

消防団の部隊は、災害規模等により編成する。

(3) 任務

- ア 人命の救出，救護
- イ 非常災害活動
- ウ 住民の避難誘導
- エ 情報の収集伝達
- オ その他消防団長の特命に関する事項

(4) 活動要領

災害等の災害発生時には速やかに出動し，人命の安全確保を基本として，現地災害対応班，消防署・出張所，関係機関との連携のもとに，全機能を集結して活動する。

第13節 水害防止計画

第1 水防管理団体及び市の措置

第2 県の措置

第3 その他の措置

担当部	市民協働部，産業経済部，建設部
担当班	災害対策班，農政班，建設計画班

災害時における水防活動は，水防管理者（市長）が定める水防計画及び県水防計画によるほか，本計画の定めるところによる。

第1 水防管理団体及び市の措置

水防管理者（市長）は，地震（震度4以上）が発生した場合，ため池，河川等の堤防，護岸の決壊又は放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので，水防計画，その他，水防に関する計画に基づく通信，情報，警戒，点検及び防御体制を強化するとともに，水防活動に当たっては，堤防等の施設の管理者，警察・消防等の各機関との連携を密にし，特に市民の避難及び被災者の救出に重点を置く。

第2 県の措置

県は，地震による洪水若しくは津波による浸水が発生し，又は発生するおそれがある場合は，水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり，次の措置を講じる。

1 水防情報の収集・伝達

- (1) 水防警報の発表及び伝達
- (2) 気象予警報等の伝達
- (3) 津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
- (4) 被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

2 水防に関する指示等

知事は，水防上緊急の必要があると認めるときは，水防法第30条，第48条及び災害対策法第72条第1項の規定に基づき，水防管理者（市長）に対し必要な指示，勧告又は助言を行う。

なお，予想される指示，勧告，助言等の内容は概ね次のとおりである。

- (1) 避難
- (2) 災害防ぎょの実施方法
- (3) 他の水防管理団体又は市町村への応援

3 自衛隊等に対する応援及び協力の要請

知事は、水防管理者（市長）からの要請，又は被害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

第3 その他の措置

1 施設の管理者

ダム，ため池，堤防，水門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視，点検を行い，被害の有無，予想される危険等を把握し，必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに，ダム，水門等の操作体制を整え，状況により適切な開閉等の措置を講じる。

2 水防警報

国土交通省及び県は，ダム等が決壊し，又は決壊が予想され，洪水などの危険があると認めるときには，迅速・的確に水防警報を発表するとともに，関係機関に伝達し，地域住民に周知させる。

第14節 応急医療計画

- 第1 応急医療体制の確保
- 第2 応急医療活動
- 第3 後方支援活動
- 第4 災害救助法による医療及び助産
- 第5 医療ボランティア活動

担当部	保健医療部，消防局
担当班	医療救護班，救急班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 応急医療体制の確保

1 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救護を行うために，市の災害対策本部設置にあわせ，各医療機関，医療関係団体においても災害対策部門を設置し，初動体制を整える。

また，全ての医療関係者は，可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め，被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに，自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には，自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

2 医療救護チーム，DMA T等の編成，派遣

国，県，各医療関係団体等は，状況に応じ速やかに医療救護チーム，災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）を編成し，被災地域内の県保健福祉部現地対策本部又は保健所に派遣するよう努める。県保健福祉部現地対策本部又は保健所は，派遣された医療救護チーム，DMA T等の配置調整等を行う。

(1) 市

市は，必要に応じて医療救護班等を編成し出動するとともに，災害の種類及び程度により水戸市医師会，水戸市歯科医師会及び水戸薬剤師に出動を要請し，災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また，災害の程度により市で十分な対応ができないときは，県及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 県（保健福祉部）

県は，市から医療救護に関する協力要請があったとき又は医療救護を必要と認めたときは，県立病院をはじめ国立病院機構病院，日赤茨城県支部，県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会等関係団体，災害拠点病院，DMA T指定医療機関及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）登録機関に対し協

力を要請する。

また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMA T」という。）の派遣を要請する。

なお、DMA Tによる活動と並行し、DMA T活動の終了以降、JMA T、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、医療救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たっては、災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。

(3) 国、各医療関係団体

国立病院機構病院、国立大学法人病院、県医師会等医療関係団体は、原則として県の要請により医療救護チーム、DMA T等を編成・派遣して医療救護活動を行う。

(4) 日赤茨城県支部

日赤茨城県支部は、県の要請又は自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。

医療救護班は「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行う。

また、日赤茨城県支部職員及び日赤災害医療コーディネートチームを茨城県災害対策本部保健福祉部に派遣し、県災害医療コーディネーター等と協議調整等を行う。

なお、他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取扱いとする。

3 医療救護所の設置

市は、学校、市民センター等の避難所、病院及び保健所等に医療救護所を設置する。

また、市災害対策本部は、必要に応じ県に医療救護所の設置要請を行う。

ただし、県は、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置する。

4 医薬品・資機材等の確保

市は、医療品等（必要資機材も含む。）を災害の規模・種類に応じて、水戸薬剤師会、医薬品事業者、県などに対して必要な医薬品等の調達について協力要請を行う。

県は、医療機関や医療救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給する。

輸血用血液製剤等については、茨城県赤十字血液センターに協力要請を行う。

県は、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、速やかにヘリコプターによる搬送を行う。

第2 応急医療活動

1 医療施設による医療活動

被災地域内の国立病院機構病院，国立大学法人病院，公立病院，日赤病院，災害拠点病院等は，設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに，トリアージを効果的に実施する。

2 医療救護班による医療活動

(1) 医療救護班，医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護班・DMAT等は，自らの移動手段の確保等に努める。

市は，医療救護活動を円滑に実施できるよう，医療救護班，医療救護チーム・DMAT等の輸送にあっては，輸送手段の最優先確保など特段の配慮を行う。

(2) 医療救護班の業務

- ア 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ウ 医療機関への転送の要否判断及び順位の決定
- エ 死亡の確認
- オ 遺体の検案
- カ その他状況に応じた処置

(3) DMAT等の業務

DMAT等は，被災地における活動（域内搬送病院内支援，現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

(4) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは，被災者の健康相談を行うために医師，保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り，医療を必要とする被災者の情報収集に努め，医療活動を行う。

第3 後方支援活動

1 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については，後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し，入院・治療等の医療救護を行う。

市及び県は，市内救急告示医療機関及び救急協力医療機関の協力を得て，収容に当たるほか，県は，広域災害救急医療情報システム（EMIS）を中心として，県全域の救急医療施設の応需情報等を収集・提供し，これにより消防局は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

2 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（E M I S）や県保健福祉部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、市及び消防局は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。消防局で救急自動車を確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

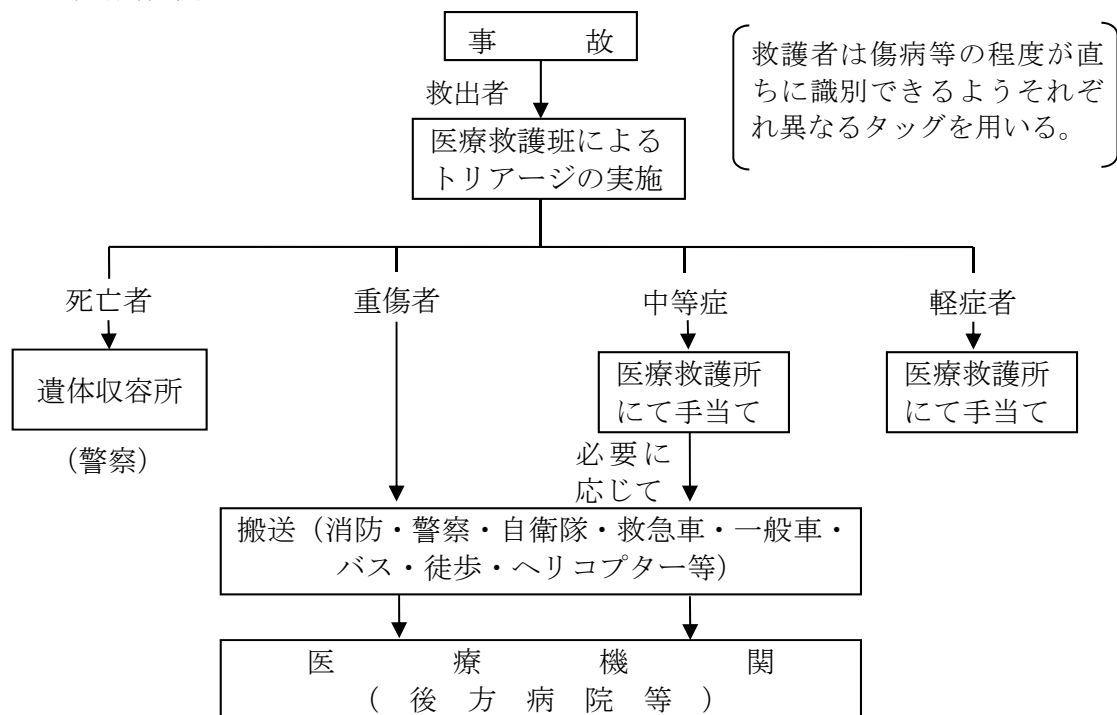
また、必要に応じて県に対して救急自動車、防災ヘリコプター等の出動を要請する。さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入体制を確保する。

ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ 患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

被災現場から医療救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両、担架等により搬送する。

3 医療体系図



4 人工透析の供給等

(1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。そのため、市は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体、病院等へ、その情報を提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。

なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等への斡旋に努める。

県は、病院等からの要請を受けて、医薬品等の供給や患者移送の確保に努める。

(2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

市は、被災地内の在宅患者等の被災状況を確認し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

また、経静脈栄養剤，経管栄養剤，人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場合は、関係団体（茨城県医薬品卸業組合，日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

(3) 周産期医療

市は、被災地の小児慢性疾患及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。

あわせて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

第4 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法，同法施行細則等による。

災害救助法については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

1 実施機関

(1) 医療及び助産は、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

(2) 市及び県限りで困難な場合は、国，その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) (1)により県が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班及び県

が組織する救護班により実施し、必要に応じて医師会、国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

2 医療

(1) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(2) 実施方法

救護班が実施する。ただし、緊急患者等については病院、診療所に移送し治療する。

(3) 医療の範囲及び費用の限度額

ア 医療の範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置，手術，その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への受け入れ

(オ) 看護

イ 費用の限度額

<救護班による場合>

使用した薬剤，治療材料及び医療器具の修繕費の実費。

<一般病院，診療所による場合>

国民健康保険の診療報酬の額以内。

<施術者による場合>

当該地域における協定料金の額以内。

(4) 実施期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

3 精神保健，心のケア対策

(1) 心の健康相談窓口の設置及び救護活動の実施

市は，県が県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）の設置する心の健康相談窓口に協力する。

市及び県は，連携して次のことを実施する。

ア 第 1 ～ 2 段階

心の健康相談，D P A T による避難所への巡回診療のサポート及び必要時 D P A T との同行訪問

イ 第 3 段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握，対応，D P A T への情報提供

ウ 第4段階

(ア) 仮設住宅入居者，帰宅者等への巡回診療，訪問活動（必要時同行訪問）

(イ) PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 高齢者，障害者，児童，外国人に対する心のケア対策の実施

市は，ボランティアの支援を得ながら，医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに，心理的サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子ども，障害者，外国人に対しては十分に配慮するとともに，適切なケアを行う。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

市は，被災者の心理的ケアに対応するため，「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに，避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

4 助産

(1) 対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。

(2) 実施方法

医療と同様救護班により実施する。ただし，必要に応じて助産師，産院又は一般医療機関で行う。

(3) 助産の範囲及び費用の限度額

ア 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前，分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿，ガーゼ，その他衛生材料の支給

イ 費用の限度額

＜救護班，産院，一般医療機関の場合＞

衛生材料費，処置費（救護班の場合を除く。）薬剤の実費

＜助産師による場合＞

当該地域における慣行料金の8割以内の額。

(4) 実施期間

分べんした日から7日以内とする。

5 経費の負担

災害救助法については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

第5 医療ボランティア活動

1 受入体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

2 受入窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) ボランティアの募集，登録，協力依頼，派遣
- (2) 県保健福祉部との連絡調整
- (3) その他

3 医療ボランティアの配置

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続きの済んだ医療ボランティアを受け入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

4 活動内容

(1) 医師

- ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。
- イ 被災地の医療機関において診療を行う。
- ウ 後方医療施設において診療を行う。
- エ 避難所等を巡回し診察等を行う。
- オ 遺体の検案を行う。
- ※ 精神科医の医師についてはイ，エの精神科領域を担当

(2) 看護師

- ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
- イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。
- ウ 後方医療施設において診療補助を行う。
- エ 避難所等を巡回し、診療の補助等を行う。

(3) 臨床検査技師

- ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。
- イ 後方医療施設において臨床検査を行う。
- ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。

(4) 診療放射線技師

- ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。

イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。

(5) 理学療法士

ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。

イ 後方医療施設等において理学療法を行う。

ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。

(6) 作業療法士

ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。

イ 後方医療施設等において作業療法を行う。

ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。

(7) 薬剤師

ア 医療救護チームに加わり，医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。

イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。

なお，薬を滅失した被災患者からは，聞き取り情報等により，服用薬の特定を行う。

ウ 医薬品集積センターにおいて，医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。

オ 避難所等において，環境検査，飲料水の検査等の衛生管理を行う。

カ 被災地等において，消毒方法等の防疫指導を行う。

(8) 保健師

避難所等を巡回し，被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに，医療ニーズを把握し，医療救護チームに連絡する。

(9) 助産師

避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。

(10) 栄養士

避難所等を巡回し，給食の管理や被災者の栄養指導を行う。

(11) 歯科医師

避難所等を巡回し，被災者の歯科診療を行う。

(12) 歯科衛生士

避難所等を巡回し，被災者の歯科診療の補助，口腔ケア指導等を行う。

(13) 歯科技工士

避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。

(14) 精神保健福祉士

被災地の精神科病院，精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。

(15) 臨床心理士

ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。

イ 県及び市が設置する心の相談窓口において相談を行う。

ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。

(16) あん摩マッサージ指圧師

避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。

(17) はり師

避難所等において、はりの施術を行う。

(18) きゅう師

避難所等において、きゅうの施術を行う。

第15節 危険物等災害防止計画

第1 危険物等流出対策

第2 石油等危険物施設の安全対策

第3 高圧ガス保管施設及び火薬類取扱施設の安全対策

第4 毒劇物取扱施設の安全対策

担当部	市民協働部，生活環境部，保健医療部，消防局
担当班	災害対策班，環境保全班，医療救護班，火災予防班

第1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し，河川等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は，県，市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ，迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は，地震等により危険物等流出事故が発生した場合，速やかにその状況を把握し，市，県，海上保安機関等に通報するとともに，防災関係機関，隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り，応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は，危険物等が大量に流出した場合には，拡散防止のため，あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき，迅速に危険物等の作業の停止，施設等の緊急停止，オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに，化学処理材等により処理する。

3 市の対応

(1) 市は，危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には，速やかに被害状況を調査し，その結果を県に報告する。

(2) 市は，必要に応じて市民の安全を図るため，広報車，防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行い，県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

4 県の対応

(1) 県は，市から危険物等流出の連絡を受けた場合には，防災関係機関と連携を図り，速やかに応急処置を実施する。

(2) 災害の状況，応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし，県防災ヘリコプター等により広報をするとともに，ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 石油等危険物施設の安全対策

1 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。

また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には県に応援を要請する。

県は、市からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

第3 高圧ガス保管施設及び火薬類取扱施設の安全対策

1 高圧ガス保管施設等の対策

(1) 高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について、あらかじめ防災マニュアルを作成し、マニュアルに基づき適切な措置を行う。

(2) 高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生時には、被災情報の収集に努めるとともに、県、関係機関等に対し、速やかに情報を伝達する。

2 市の対応

市は、事業所から連絡を受けた場合は、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、必要に応じて地域住民の安全を図るため、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

3 県の対応

県は、事業所及び市から連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに必要な措置を講じる。

また、県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

第4 毒劇物取扱施設の安全対策

1 毒劇物取扱施設の対策

毒劇物取扱施設の管理者は、毒劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒劇物の流出等をおこすおそれがある場合、流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講じる。

また、流出事故が発生した場合には、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡する。

2 市の対応

市は、毒劇物の流出等の届出を受けた場合は、毒劇物事故発生時緊急連絡要領に基づき、関係機関に速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力の上で市民への広報活動及び避難誘導を行う。

3 県の対応

県は、市及び事業所から毒劇物の流出等の連絡を受けた場合には、消防機関等関係機関と連携を図り、被害の拡大を防止する。

第16節 被災者支援計画

第1 被災者の把握

第2 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

担当部	市長公室，財務部，市民協働部，福祉部，保健医療部，教育委員会
担当班	交通政策班，広報班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，福祉総務班，障害福祉課，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班，教育企画班，学校教育班

災害が発生した場合には，迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。

特に，災害救助法の適用，避難所の開設，救援物資の供給，応急仮設住宅入居者の選定，義援金の配分，災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については，被災者状況を十分に把握し，それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため，被災者の把握に関わる業務を積極的に行うよう努める。

第1 被災者の把握

1 登録窓口の設置

市は，各避難所等に窓口を設置し，被災者の氏名，自宅住所，性別，年齢等を把握する。

2 被災者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市及び県は，災害救助法の適用，避難所の開設，食料・水・生活必需品等の供給，義援金の配分，災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

被災者状況，建物被害等を把握するため，関係所属の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し，調査責任者を定め調査を行う。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙，報告用紙を作成し，その周知徹底を図るとともに，調査方法，報告方法についてもあらかじめ定める。

(2) 調査の実施

市は，(1)に基づき調査を実施する。必要があれば，県に調査を要請する。

県は，市からの要請があった場合及び被害状況により必要だと認められる場合にはに基づき調査を実施する。

(3) 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給及び応急仮設住宅の入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

県は、県が行った調査についての調査結果を統括し、関係部局に対し調査結果を報告する。

また、市が行う調査結果を把握しておく。

第2 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

地震発生後に不便で不安な生活を余儀なくされる、被災者にできるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 ニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員及び市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

(6) 母国への連絡

3 総合窓口の設置

市は、各種の相談窓口を代表する「総合窓口」を速やかに設置し、県、防災関係機関及びその他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介するように努める。この総合窓口は、災害被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

4 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、水戸市消費生活センターをはじめとする関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認、災害関連情報等）
- (6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (8) 消費（消費者トラブル、物価、必需品の入手）
- (9) 教育（学校等）
- (10) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (12) 廃棄物（がれき、ごみ等）
- (13) 金融（融資、税の減免）
- (14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (15) 手続き（り災証明書、死亡認定等）
- (16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

5 被災者への情報伝達

市及び各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難

者等それぞれに配慮した伝達を行う。

(1) テレビ，ラジオの活用

県内のテレビ，ラジオ局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行う。なお，聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て，災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに，防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) F A X の活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため，N T T，電器メーカー等の協力を得て，F A Xを活用した，定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 広報紙の発行

様々な生活情報を集約した臨時の広報紙発行や，新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ，災害ニュースとして，避難所，各関係機関等に広く配布する。

(6) F Mラジオ等の活用

協定を締結している茨城放送や水戸コミュニティ放送等を活用し，生活情報を提供する。

第17節 災害ボランティア活動による支援計画

- 第1 ボランティアの分野
- 第2 ボランティアの活動内容
- 第3 ボランティア活動への支援
- 第4 ボランティアの自主性、自発性の尊重

担当部	市長公室，福祉部，保健医療部，建設部
担当班	企画班，福祉総務班，医療救護班，建築指導班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

大規模な災害が市内で発生した場合，災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，市及び防災関係機関だけでは，十分に対応できないことが予想される。このため，市は，被災者の生活支援のため，ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

第1 ボランティアの分野

防災ボランティアは，個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち，「一般ボランティア」と「専門ボランティア」（医療・防疫，語学，アマチュア無線，建築物等の危険度判定等）については関係団体等がそれぞれ受入，紹介等に係る調整を行う。

また，災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し，防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

第2 ボランティアの活動内容

1 一般ボランティア

- (1) 避難所の運営
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 炊き出し，食事の提供
- (4) 要配慮者等の介助等
- (5) 災害情報の収集整理や提供
- (6) 清掃
- (7) 井戸水の汲み上げ作業
- (8) その他被災地における軽作業等

※関係機関等：福祉総務班，市社会福祉協議会，県社会福祉協議会等

2 専門ボランティア

(1) 医療・防疫

- ア 医療救護所での医療救護活動（医師・看護師等）
- イ 調剤業務，医薬品の仕分け・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師）
- ウ 健康管理・栄養指導（保健師）
- エ 歯科診療（歯科医師，歯科衛生士）

※ 関係機関等：医療救護班，水戸市医師会，水戸歯科医師会，水戸薬剤師会等

(2) 語学

- ア 外国語の通訳・翻訳，情報提供

※ 関係機関等：企画班，市国際交流協会，県国際交流協会等

(3) 建築物等の危険度判定

- ア 被災地における建物の危険度判定（応急危険度判定士）
- イ 被災地における宅地の危険度判定（被災宅地危険度判定士）

※ 関係機関等：建築指導班，（社）茨城県建築士会県央支部等

(4) 愛玩動物

- ア 負傷した動物の治療及び保護（獣医師等）
- イ 飼育困難となった動物の一時保管

※ 関係機関等：医療救護班，水戸市獣医師会

(5) その他の専門的知識，技能を要する活動

第3 ボランティア活動への支援

1 災害時におけるボランティア活動への支援

市は，被災者に対する救援と被災地の復興・復旧が，ボランティア活動により円滑に進むよう，支援を行う。

- (1) 被災状況，被災者の救援ニーズ等の情報提供
- (2) ボランティアの活動内容・必要人員
- (3) 活動拠点等の提供
- (4) コピー，FAX等通信装置等の提供
- (5) その他ボランティア活動に必要な支援

2 一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は，災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い，災害発生時には，市と連携しボランティアの派遣コーディネートを行う。

3 専門ボランティアとの協力体制

市は，災害時における専門ボランティア，各関係機関等と平常時から連絡体制を構

築するとともに、災害発生時には、情報を提供し円滑な活動が行えるよう支援に努める。

4 ボランティア保険の加入促進

市及び県は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第4 ボランティアの自主性、自発性の尊重

災害ボランティアの自主性、自発性を尊重しつつ、関係機関等において活動環境の整備に努める。

1 ボランティア意識の醸成

ボランティア意識の普及を図るためには、家庭、学校、地域において、幼少時からボランティア活動への理解、関心を育むことが必要であるため、防災講習会等を積極的に行う。

2 既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア組織がある場合は、できるだけこの組織を防災体制に組み入れ、活用を図る。

3 ボランティア団体のネットワーク

県内及び市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

また、市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

4 ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

第18節 食料，生活必需品等供給計画

第1 実施機関

第2 食料，生活必需品等の調達

第3 食料，生活必需品等の応急供給

第4 災害救助法による炊き出しの実施，生活必需品の給与等

担当部	市民協働部，産業経済部
担当班	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

市は，災害時に，住家の被害等により自宅で炊飯ができず，また，食品の販売機構が麻痺し，食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い，又は，住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し，一時的に被災者の食生活を保護する。

第1 実施機関

1 食料等の供給は，市が実施する。

また，災害救助法適用時には県と連携して行う。

2 市において実施が困難な場合は，近隣市町村，県，国，災害協定先等の応援を得て実施する。

第2 食料，生活必需品等の調達

市は，被害の状況等から判断して必要と認めたときは，市が備蓄している食料等を放出することはもとより，さらに不足が生じたときは，県，あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食料等を調達し供給を行う。

1 公的備蓄

市は，食料等について，必要量を備蓄し，次の手順により迅速に供給する。

(1) 被害の状況等から判断して必要と認めた場合は，市の備蓄物資の放出を決定する。

(2) 備蓄に不足が生じた場合には，県に支援要請を行い県備蓄の提供を受ける。

(3) 輸送業者等は，県の備蓄場所から市の緊急物資集積所までの物資輸送及び引き渡しを行う。

2 流通在庫備蓄

市及び県は，流通在庫備蓄協定締結企業から，次の手順により食料等を調達し，市民に供給する。

(1) 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合は，水戸市の緊急物資集積所までの物資輸送及び引渡しを行う。

(2) 輸送が困難な場合は、自衛隊の航空機等、トラック協会等に輸送を要請する。

協定企業名	所在地	締結日	連絡先
いばらきコープ生活協同組合	小美玉市西郷地 1703	H16.3.1	0299-35-7828
イオンモール株式会社 イオンモール水戸内原	中原町135	H18.8.24	029-259-1000
イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店	中原町135	H18.8.24	029-259-1400
イオンリテール株式会社 イオンスタイル水戸下市	柳町2-11-8	H18.8.24	029-302-2222
生活協同組合パルシステム茨城	梅香2-1-39	H25.1.18	029-227-2225
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区 清水4501-1	H27.3.20	025-371-4185
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二 番町8-8	H30.6.15	03-6238-3711
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日 2-18-2	H30.6.15	024-924-3111
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲 田の杜1-2-1	R2.3.31	0495-88-7100

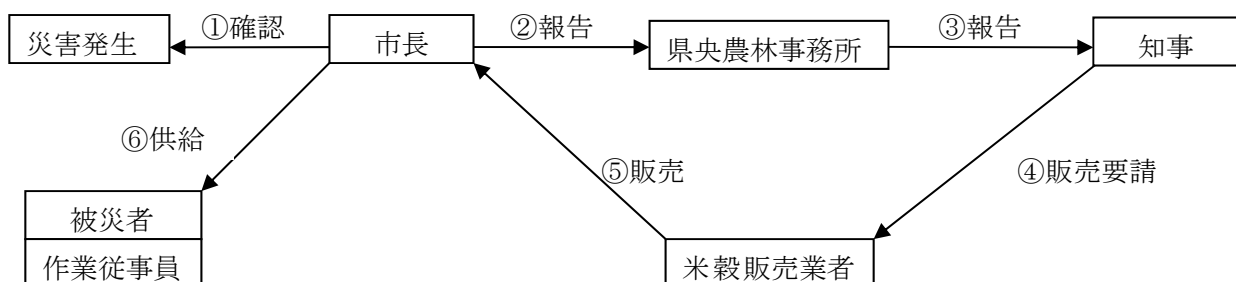
3 米穀の調達

(1) 市長は、販売業者から所有の米穀を購入し、被災者に供給する。

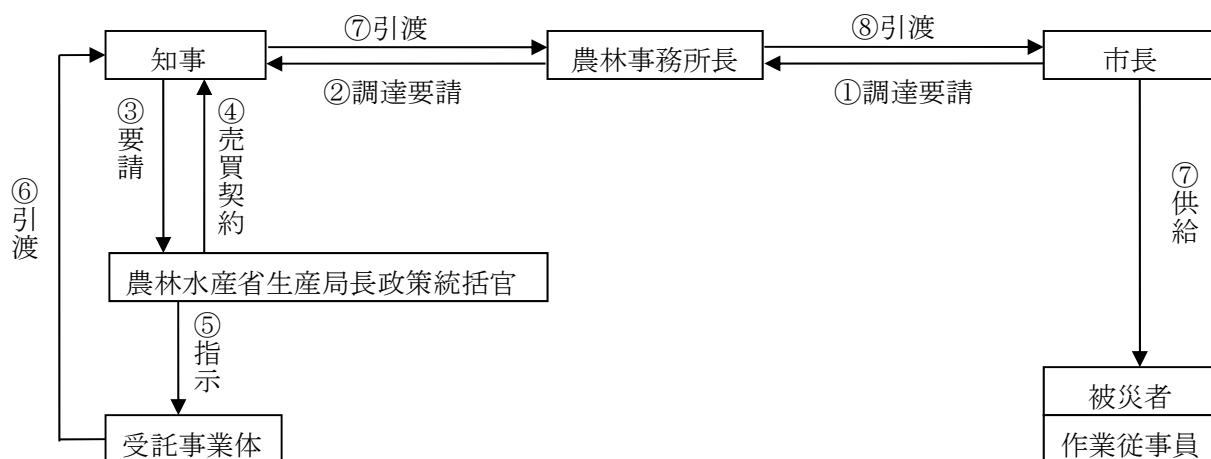
この場合各関係機関の措置は次のとおりである。

ア 市長は、応急食料の供給を必要とする人員を農林事務所長を通じて知事に報告する。

イ 知事は、アの報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。

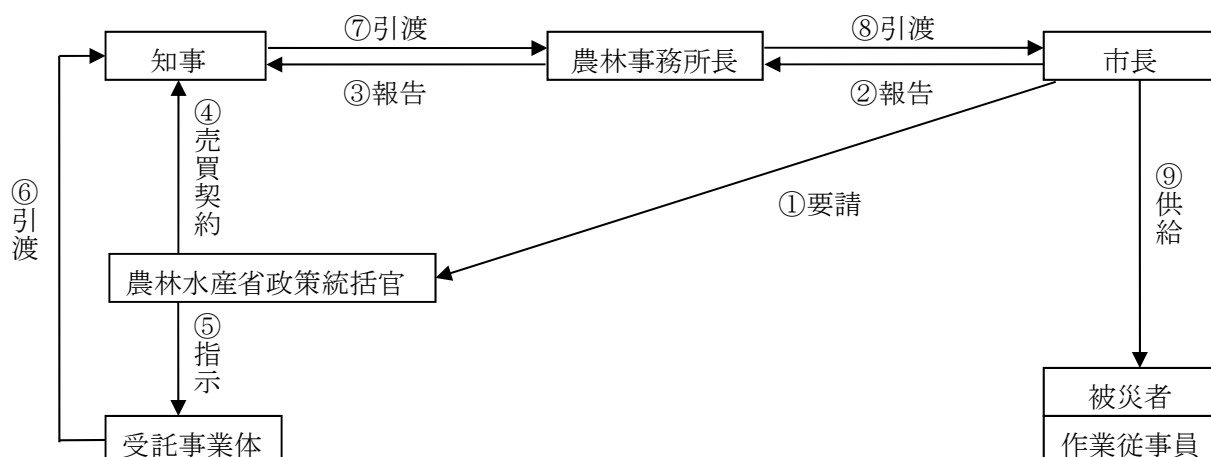


(2) 災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、市長は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ農林水産省政策統括官に対し、応急用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。



※ 受託事業体：政府が所有する米穀の保管，輸送，販売等の業務を一括して受託する企業

(3) 市長は，交通通信の途絶により(2)による引渡しを受けられない場合は，農林水産省政策統括官に対し，応急用米穀の調達を要請し，必要量を確保する。この場合市長は，事後速やかに知事に報告しなければならない。



4 産業経済部長は，市内の被害状況と米穀の在庫場所を勘案し，調達先の決定，放出の要請，配送手配等の必要な措置をとるとともに，各部長に連絡し，それぞれの所管に係る食料の調達について依頼する。

5 食料の調達は，市内小売販売業者所有米穀を第一次調達，市内卸売販売業者所有米穀を第二次調達とし，市内卸売販売業者所有米穀が不足する場合には，市長は，農林水産省所管米穀の応急用米穀の調達を要請する。

6 副食，調味料等の調達は，公設地方卸売市場を供給基地として，魚介，野菜類の調達及び供給体制を確立する。

また，必要に応じ市内大型小売店，卸売関係業者等に弁当，副食，調味料等の供給を要請し，必要な輸送手段を講じる。

- 7 炊き出しに必要なプロパンガスやコンロについては、協定を締結している茨城県高圧ガス保安協会水戸支部の協力のもと確保に努める。

第3 食料、生活必需品等の応急供給

産業経済部長は、次により食料等の応急供給を行う。

1 応急供給を行う場合

- (1) 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被災により食料等の供給機関が通常の供給を行うことができないため、それらの機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 災害地における救助作業，急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合

2 供給対象者

応急供給を行う対象者の決定は、産業経済部長が各部長と協議し、地区内の被害状況及び被災者の状況等から次の事項を勘案し、選定する。

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家の被害が全焼，全壊，流失，半壊，床上浸水等であって炊飯のできない者
- (3) 市内の旅行者，一時的滞在者等
- (4) 被害を受け，一時縁故先に避難する者
- (5) その他産業経済部長が必要と認める者

3 緊急時食料連絡員の配置

産業経済部長は、食料供給に関する情報を迅速かつ的確に把握し、応急供給の円滑を図るため、緊急時食料連絡員を配置し、災害時又は災害発生のおそれのある場合の情報収集活動や、行政機関及び他の機関の食料供給に関する指示等の連絡活動を行う。

4 県，他市町村への協力要請

市は、市内に多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料，生活必需品等の供給の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき他の自治体に協力を要請する。

県は、市から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講じる。

- (1) 日赤奉仕団，自衛隊等への応援要請
- (2) 集団給食施設への炊飯委託
- (3) 調理不要な乾パン，食パン等の供給

5 品目

(1) 食料

主食のほか、必要に応じて副食，調味料を提供できるよう配慮する。乳児に対し

ては、粉ミルク又は液体ミルクを提供する。

ア 主食（米穀，パン，おかゆ等）

イ 副食（野菜，漬物等）

ウ 調味料（味噌，醤油，食塩等）（2）生活必需品等

（2）生活必需品

ア 寝具（毛布等，段ボール製ベッド・シート・間仕切り）

イ 日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，マウスウォッシュ，トイレ
ットペーパー，ゴミ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線
香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティッシュペーパー，
ウェットティッシュ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，おしりふき，使い捨て
カイロ，マスク，ガムテープ等）

ウ 衣料品（作業着，下着（上下），靴下，運動靴，雨具等）

エ 炊事用具（鍋，釜，やかん，ケトル，包丁，缶切等）

オ 食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳瓶等）

カ 光熱材料（発電機，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，L P ガス容器一式，
コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）

キ その他（ビニールシート，仮設トイレ，土のう袋等）

第4 災害救助法による炊き出しの実施，生活必需品の給与等

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第19節 応急給水計画

第1 応急給水計画

担当部	市民協働部，生活環境部，水道部
担当班	災害対策班，環境保全班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班， 浄水施設復旧班
関係資料	災害時の給水拠点

第1 応急給水計画

市は，災害時における速やかな飲料水等の確保と施設の応急復旧に万全を期するとともに，応急給水活動においては，自主防災組織及びボランティアと連携し迅速かつ円滑な対応に努める。

また，本市のみでの給水活動が困難である場合には，協定を締結している自治体等に協力を要請する。

1 応急給水活動

市は，災害により水道施設が破壊され，飲料水が枯渇し，汚染し，又は断水した地区の被災者に対しては，近隣の配水池や耐震型循環式飲料水貯水槽の水を有効利用し，給水車による対応及び臨時に設ける給水栓等により飲料水を供給する。

なお，給水基準は，1人当たり1日3リットルとする。

2 給水拠点及び給水基地

市の給水拠点及び給水基地は，次表のとおりである。

(1) 給水拠点(応急給水活動の拠点となる常設給水所)

浄水場・配水場等	所在地	給水能力
耐震型循環式飲料水貯水槽 (白梅資材置場)	白梅 2-11-10	100 m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 (東町運動公園)	緑町 2-3-9	100 m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 (十軒町児童公園)	東台 1-11-1	100 m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 (三の丸緑地)	北見町 126-32	100 m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 (偕楽園公園【四季の原】)	千波町 2631	100 m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 (梅が丘小学校)	姫子 1-827-2	100 m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 (石川小学校)	石川 4-4035	100 m ³
耐震型循環式飲料水貯水槽 (渡里小学校)	堀町 468-1	100 m ³
千波配水池	千波町 1508-3	10,000 m ³

※ 上記以外に、仮設給水所として各市民センターに応急給水用給水タンクを設置し、飲料水の供給を行う。

(2) 給水基地（仮設給水拠点等へ運搬給水を行うための飲料水供給基地）

浄水場・配水場等	所在地	給水能力
開江配水池（４池）	開江町 465	21,200 m ³
楮川第１配水池	田野町 1662-14	14,400 m ³
楮川第２配水池	〃	12,000 m ³
常澄配水池	大場町 997	2,500 m ³
内原配水池	有賀町 1903-7	3,000 m ³
千波配水池	千波町 1508-3	10,000 m ³
国田配水池	田谷町 1964-2	1,500 m ³

3 応急給水用資器材

市は、応急給水に要する給水用資器材類を備蓄する。

4 災害時の飲料水の確保に関する協定

協定企業名	所在地	締結日	連絡先
株式会社アクアクララ水戸	西原1-10-6	H19.6.13	029-252-4132
株式会社伊藤園水戸東部支店	笠原町字下組 652-2	H23.12.28	029-243-0339
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	渋井町80	H25.2.18	029-221-7141

※ 市民センターに設置している飲料水の自動販売機は、各設置業者と「災害時の飲料水の確保に関する協定」を締結していることから、災害発生時には、自動販売機内の在庫商品の無償提供を受けることができる。

5 輸送計画

市は、応急給水及び応急復旧に必要な人員及び資材の輸送は、水道部所管の車両、各部所管の車両等をもって行うことを原則とする。車両等が不足する場合は、災害対策本部を通じて外部に応援要請を依頼する。

また、自力での給水活動が困難である場合には、協定を締結している自治体等に協力を要請する。

6 生活用水の確保

市は、災害発生が予想される場合は、停電等による断水を考慮し、事前に各家庭において必要な水道水をできる限り貯水するように、広報活動等を通じて市民に呼びかける。

また、市は、災害時生活用水協力井戸の登録を促進し、生活用水の確保に努める。

災害等による停電で当該井戸の汲み上げが不可となった場合には、自主防災組織及びボランティアと連携し、各避難所等に配備している発電機を利用する。

さらに、市は、雨水貯留施設等の住居等への設置を促進し、災害時の生活用水対策に努める。

7 広報

市は、断水した場合、市民に対し、応急給水の実施、復旧の見通し等について適切な広報活動を実施する。

また、災害時生活用水協力井戸については、市民センターでの井戸マップの掲示、市ホームページへの井戸情報の掲載、敷地内への看板設置、地区会を通じての周辺住民への周知などにより、周知徹底に努める。

8 災害救助法適用の経費等の負担

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

9 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、協定を締結している茨城県薬剤師会検査センターと連携し、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、市から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、検査機構に検査を依頼する。

第20節 要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画

- 第1 要配慮者利用施設入居者等に対する安全確保対策
- 第2 要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策
- 第3 外国人に対する安全確保対策

担当部	市民協働部，福祉部，保健医療部
担当班	災害対策班，市民生活班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

災害時に自力で避難が困難になる，視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し，避難誘導，安否確認，救助活動，搬送，情報提供，保健・福祉巡回サービスの実施，相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い，安全確保を図るとともに，必要な救助を行う。

また，要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は，施設管理者が実施する。在宅の要配慮者に対する安全確保対策は，市が実施する。

さらに，当該施設及び市限りで困難な場合は，近隣市町村，県，国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第1 要配慮者利用施設利用者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者は，避難誘導計画に基づき，利用者に対し，安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。県及び市は，施設管理者の要請に基づき，施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため，職員を派遣するとともに，近隣市町村に応援を要請する。

また，近隣の要配慮者利用施設，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者は，災害により負傷した利用者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

県及び市は，施設管理者の要請に基づき，関係機関と連携し，安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに，病院等の医療施設，他の社会福祉施設等受入先を確保する。

3 食料，飲料水，生活必需品等の調達

施設管理者は，食料，飲料水，生活必需品等についての必要数量を把握し供給する

とともに、不足が生じたときは、市に対し応援を要請する。

県及び市は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の派遣

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市に対し応援を要請する。

県及び市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

県及び市は、被災した施設入居者や他の施設に避難した入居者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等との協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設におけるライフラインの早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第2 要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策

1 安否確認、支援活動

災対法に基づく避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者及びボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

また、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(1) 避難行動要支援者への安否確認

市及び避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿の情報等を活用し、迅速な安否確認に努める。

なお、平常時における名簿情報の提供に同意した者以外の避難行動要支援者については、市長が特に必要と認める場合において、名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

(2) 避難行動要支援者への支援活動

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行った際には、地域の防災活動拠点施設である市民センターにその情報を集約する。

また、市及び避難支援等関係者は、市民センターに集約された安否確認等の情報や各要支援者に関する個別計画を活用し、支援活動を実施する。

2 搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送は、避難支援者等関係者等の協力を得るとともに、市有自動車、社会福祉施設所有、搬送等に係る災害協定締結団体等の所有自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員、ボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食料、飲料水、生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、市は、福祉避難所の食料品の提供に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第3 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

県、県国際交流協会及び市国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。

市は、広報車や防災無線、インターネット等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援，確保するため，市国際交流協会は，県国際交流協会と連携し，地域国際化協会連絡協議会や語学ボランティアの協力による災害多言語支援センター等を設置し，外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や，外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営，外国人の避難誘導等への支援を行う。

(2) テレビ，ラジオ，インターネット等による情報の提供

市は，外国人に適正な情報を伝達するため，テレビ，ラジオ，インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

市は，市国際交流協会及び県国際交流協会と連携し，語学ボランティアの協力を得て，災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し，総合的な相談に応じる。

また，県及び市は「相談窓口」のネットワーク化を図り，外国人の生活相談に係る情報の共有化及び相互連携に努める。

5 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

(1) 受入体制の確保

市国際交流協会は，災害発生後直ちに「受入窓口」を開設し，語学ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営

市国際交流協会が運営する主な活動内容は，次のとおりである。

ア 語学ボランティアの募集，登録，受入，協力依頼，派遣

イ 市担当窓口，県等との連絡調整

ウ その他

(3) 語学ボランティア「受入窓口」との連携・協力

市は災害発生後，災害多言語支援センターに語学ボランティア「受入窓口」が設置された際には，「受入窓口」との連絡調整担当者を定め，「受入窓口」と県内部との連絡調整や，情報の収集・提供，広報活動等を行う。

(4) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は，次のとおりである。

ア 外国語の通訳

イ 外国語の資料の作成・翻訳

ウ その他，外国人被災者の生活支援に必要な活動

第21節 応急教育計画

第1 児童・生徒等の安全確保

第2 応急教育

第3 文化財の保護

担当部	教育委員会
担当班	教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

災害のため，平常の学校教育の実施が困難となった場合は，市教育委員会，国立大学法人及び私立学校施設設置者は，連携し，関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保する。

第1 児童・生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，学校の長（以下「校長等」という。）に対し，災害に対する情報を迅速・的確に伝達するとともに，必要な措置を指示する。
- (2) 校長等は，関係機関から災害に関する情報を受けた場合は，速やかに教職員に伝達するとともに，自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお，児童・生徒等への伝達にあつては，混乱を防止するよう配慮する。

- (3) 校長等は，児童・生徒等及び学校施設に被害を受け，又はそのおそれがある場合は，直ちにその状況を市その他の関係機関に報告する。
- (4) 県，市及び各学校は，停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し，電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに，情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

2 児童・生徒等の誘導等

(1) 避難の指示

校長等は，的確に災害の状況を判断し，屋外への避難の要否，避難場所等を迅速に指示する。なお，状況によっては，教職員が個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は，避難を指示した場合は，児童・生徒等の安全を確保するため，あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお，状況により校外への避難が必要である場合は，市その他の関係機関の指示

及び協力を得て行う。

ア 避難誘導にあつては、教職員を必ず配置させる。

イ 避難の順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年あるいは年少者を優先に避難させる。

ウ 避難は、まず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ移動する。

エ 避難に当たっては、状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。

オ 状況により校外への避難が必要である場合は、市その他の関係機関の指示及び協力を得て行う。

カ 校長等は、避難誘導の状況を逐次教育長又は市長に報告するとともに、保護者に報告する。

キ 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講じる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努める。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合には、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講じる。

この場合、速やかに県及び市に、児童・生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡が取れない場合や、保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、日頃から児童・生徒等の引き渡し方法等について、保護者と連絡を図り、共通理解に努める。

(5) 児童・生徒を引き渡しする際の条件

震度5強以上の場合を原則とする。ただし、各学校の施設・設備等の被災状況により、大きな危険が想定される場合には、この限りではない。

(6) 保健衛生

市、県及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から食料、飲料水、毛布等の備蓄に努める。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

第2 応急教育

1 教育施設の確保

市の教育委員会、国立大学法人及び私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため次の措置を講じる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合は、市民センター・体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教科書・学用品等の給与

- (1) 市は、災害により教科書・学用品（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障をきたしている小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒等に対して学用品等を給与するよう努める。

なお、災害救助法が適用された場合の救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

- (2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

3 教職員の確保

市の教育委員会、国立大学法人及び私立学校設置者は、災害にともない教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合には、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員確保の措置を講じる。

4 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講じる。

- (1) 市は、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組

織等との災害時の対応を協議し、避難所運営マニュアル等を作成し、それぞれの役割分担を明確にする。

- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。
- (6) 校長等は、避難指示等が発令された場合、速やかに避難者の収容に必要な準備を開始する。

第3 文化財の保護

教育長は、文化財の被害の把握と速やかな修復措置に努める。

1 被害状況報告

文化財の所有者及び管理者は、指定文化財に被害が発生した場合は、被害状況を調査・把握し、教育長へ報告する。

2 防災措置

関係機関の長は、被災文化財の被害拡大を防止するため、防火及び防災措置を行うとともに、重要文化財の応急防護措置を講じる。

3 修復措置

教育長は、破損を受けた文化財について所有者及び管理者の許可を受け、速やかに修復等の措置を講じる。

第22節 災害救助法の適用計画

- 第1 災害救助法の適用基準
- 第2 災害救助法の適用手続
- 第3 災害救助法による救助
- 第4 災害対策基金等の管理
- 第5 郵政事業に係る特別取扱い

担当部	総務部，財務部，市民協働部，生活環境部，福祉部，保健医療部，産業経済部，建設部，都市計画部，教育委員会，消防局，水道部
担当班	市民班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，衛生事業班，清掃班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，医療救護班，商工観光班，土木補修班，住宅政策班，教育企画班，学校教育班，消防救助班，応急給水班
関係資料	災害救助法の適用関係資料

市内に一定基準以上の被害が発生し，応急的な救助を必要とする場合，市長は，直ちに，知事に災害救助法の適用を要請し，必要な救助を行うことにより，被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用基準

1 適用となる災害

災害救助法が適用となる災害は，災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定に該当する災害で本市における適用基準は，次のとおりである。

- (1) 市内の100世帯以上の住家が滅失した災害
- (2) 県内の2,000世帯以上の住家が滅失かつ市内の50世帯以上の住家が滅失した災害
- 2 県内の9,000世帯以上の住家が滅失かつ市内の多数世帯の住家が滅失した災害
- 3 多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じた場合であって，厚生労働省令で定める基準に該当する災害

※参考 茨城県人口 2,845,097人（令和3年4月1日現在）

水戸市人口 268,869人（令和3年4月1日現在）

4 滅失世帯の算定

- (1) 住家が全壊，全焼，流失等した世帯については，1世帯
- (2) 住家が半焼，半壊等著しく損傷した世帯については，1／2世帯
- (3) 床上浸水，土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については，1／3世帯

5 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊，全焼，流失

住家の損壊，焼失又は流失した部分の床面積が，その延床面積の 70%以上に達した程度のも若しくは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。

(2) 住家の半壊，半焼

住家の損壊，焼失又は流失した部分の床面積が，その延床面積の 20%以上 70%未満のも若しくは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であって，浸水がその住家の床上に達した程度のも又は土砂，竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

6 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし，耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断，独立しており，日常生活に必要な設備を有しているもの等は，それぞれ 1 住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第 2 災害救助法の適用手続

市長は，市内における災害が災害救助法の適用基準に該当し，又は該当する見込みであるときは，直ちに市内の被災状況，救助の措置に関する情報を収集するとともに，その状況を，知事に対して報告し，災害救助法の適用を要請する。

知事は，市長の報告により，災害救助法を適用する必要があると認めるときは，同法に基づく救助の実施について，市及び県各部局に指示するとともに，内閣総理大臣に報告する。

県は，災害救助法を適用したときは，速やかに告示するとともに，被災者台帳を作成する市からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供する。

第 3 災害救助法による救助

市は，地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

救助は，国の責任において行われるものであるが，その実施に関する事務は，県の法

定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市が行う。この場合、県は、事務の内容及び期間を市に通知する。

市は、救助を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

1 災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処置
- (14) 障害物の除去
- (15) 輸送費及び賃金職員等雇上費
- (16) 実費弁償

第4 災害対策基金等の管理

1 災害対策基金の管理

県は、災害により被災した地域の復興事業で、国庫補助や既存の税財政・金融措置だけでは対応できない分野を補完するため、災害対策基金を積立てておく。

また、市においても、災害に備え災害対策基金を積み立てておく。

2 災害救助基金の管理

(1) 災害救助基金の積立

県は、災害救助法を適用した災害における救助の実施に要する経費に充当するため、同法第22条の規定により災害救助基金を積立てておく。

(2) 災害救助基金の運用

災害救助基金の運用は次の方法によらなければならない。

ア 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

イ 国債証券，地方債証券，その他確実な債券の応募又は買入

ウ 災害救助法第4条第1項に規定する給与品の事前購入

3 り災救助基金の管理

県は，災害救助法の適用には至らないが，被害が一定基準以上の災害における救助の実施に要する経費に充当するため，り災救助基金を積立てておく。

第5 郵政事業に係る特別取扱い

日本郵便株式会社は，災害が発生した場合において，災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ，郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合，被災1世帯当たり，郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。
なお，取り扱いは日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が，公示して，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお，引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため，やむを得ないと認められる場合は，郵便の利用を制限し，又は郵便の業務の一部を停止することがある。

5 郵便局窓口業務関係

災害時において，被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため，被災により業務継続が不能となった郵便局について，仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開，臨時窓口の開設，窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第23節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画

- 第1 応急危険度判定
- 第2 応急仮設住宅の提供
- 第3 住宅の応急修理

担当部	都市計画部
担当班	建築指導班，住宅政策班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

地震の発生により破損，又は，耐震性が低下した建築物が，余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い，被災建築物による二次災害を防止する。

また，県及び市は，災害のために住家が滅失した被災者のうち，自らの資力で住宅を確保できない者に対し，応急仮設住宅を提供し，又は，災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者等に対しては応急修理を行い保護する。

第1 応急危険度判定

市民の安全を確保し，被災建築物の余震等による二次災害を防止するため，被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 判定士等の確保

市は，余震等による二次災害を防止するため，判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請し，県は市の要請を受け，必要と認められた場合には，直ちに判定士等の派遣を行うとともに，関係団体と判定士等の派遣について協議する。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ア 判定対象建築物は，市が定める判定街区の建築物とする。
- イ 判定実施期間は，2週間程度とする。
- ウ 判定作業日数は，原則として一人の判定士は3日間を限度に作業を行う。
- エ 判定作業は，判定士2名以上でチーム編成し作業を行う。
- オ 判定結果の責任は，市が負う。

(2) 判定の関係機関

- ア 市は，判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮，監督を行う。

イ 県は、被災宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

ア 市の指示に従い、判定作業を実施する。

イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造の３種類の構造種別ごとに行う。

ウ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

エ 判定は、原則として「目視」により行う。

オ 判定は、外部からの調査を基本とする。状況に応じては、内部の調査を行う。

カ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(4) 判定結果の表示

応急危険度判定の結果については、危険の度合いに応じて「危険」、「要注意」、「調査済」の３種類のステッカーを出入口等の見やすい場所に表示するとともに建築物の所有者等に通知する。

判 定	内 容
危 険	・この建築物に立ち入ることは危険です。 ・立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい。
要注意	・この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。 ・応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい。
調査済	・この建築物の被災程度は小さいと考えられます。 ・建築物は使用可能です。

3 被災宅地危険度判定

(1) 判定の基本的事項

ア 判定実施期間は、２週間程度とする。

イ 判定作業日数は、原則として一人の判定士は３日間を限度に作業を行う。

ウ 判定作業は、判定士３名以上でチーム編成し作業を行う。

エ 判定結果の責任は、市が負う。

(2) 判定の関係機関

ア 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

イ 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

- ア 市の指示に従い、判定作業を実施する。
- イ 危険度判定を「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ウ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- エ 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(4) 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、危険の度合いに応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3種類のステッカーを見やすい場所に表示し、宅地の所有者等に通知するとともに、宅地の付近を通行する歩行者等にも、安全であるか否かを識別できるようにする。

判 定	内 容
危険宅地	・この宅地に立ち入ることは危険です。 ・立ち入る場合は専門家に相談下さい。
要注意宅地	・この宅地に立ち入る場合は十分注意して下さい。 ・応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい。
調査済宅地	・この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

第2 応急仮設住宅の提供

市は、災害のため住家が全壊し、自らの資力では住家を確保することのできない者等に対し、応急仮設住宅を提供し、被災者の居住支援に努める。

応急仮設住宅の提供に当たっては、避難者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、避難者の多様なニーズを反映できるよう配慮する。

応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。

1 実施機関

応急仮設住宅提供の実施機関は、次のとおりとする。

- (1) 応急仮設住宅の提供は、市が実施する。ただし、災害救助法を適用したときには県が行う。
- (2) 市又は県において実施が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 都市計画部長は、被害状況を勘案して応急仮設住宅の建設計画を策定するとともに

に，市内の建設業者等に建設を委託して実施する。

2 対象

応急仮設住宅への入居基準は，次のとおりとする。

- (1) 住家が全壊，全焼又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては，住宅家を確保することができない者で，おおむね次に例示する事項のいずれかに該当するものであること。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない未亡人，母子世帯，老人世帯，身体障害者世帯，病弱者等

エ 特定の資産のない勤労者，中小企業者

オ 前各号に準ずる経済的弱者

3 提供期間等

応急仮設住宅の建設は，原則として災害発生の日から20日以内に着工するものとし，その供与期間は完成の日から2年以内とする。

4 建設設置場所

建設設置予定場所は，国，県又は市の公有地とするが，私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結する。その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水，高潮，土砂災害の危険性に配慮するとともに，飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

また，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮する。

5 設置計画

市は，被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告し，県は，市からの報告を基に全体計画を作成する。

6 応急仮設住宅の借り上げ等

市は，借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書，協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等が県から提供され次第，必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

7 要配慮者への配慮

市は，玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など，要配慮者に配慮した応急仮設住宅を建設するとともに，要配慮者の優先入居に努める。

8 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は，県が行い，市はこれに協力する。ただし，状況に応じ市が

委任を受けて行う。

9 経費の負担

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関

住宅の応急修理の実施機関は次のとおりとする。

(1) 住宅の応急修理は、市が実施する。

ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

(2) 市での対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 対象

(1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯（「半壊」及び「準半壊」）

(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯（「大規模半壊」）

3 期間応急修理は、災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。

4 修理の範囲応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

5 資材調達市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求める。

6 経費の負担等

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第24節 土木施設の応急復旧計画

第1 道路の応急復旧

第2 鉄道の応急復旧

第3 その他土木施設の応急復旧

担当部	産業経済部，建設部
担当班	農政班，建設計画班，道路管理班，土木補修班

地震発生時の避難，救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ，道路，鉄道等の交通施設，港湾，河川及びその他の公共土木施設は，市民の日常生活及び社会，経済活動，地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため，これらの施設については，それぞれ応急体制を整備し，相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第1 道路の応急復旧

震災時における道路の被害状況により，被災者の避難及び救助・救出・消火等の緊急活動作業に及ぼす影響は著しい。そのため，道路に迅速な応急措置を実施し交通の確保を図る。

1 道路の応急活動

- (1) 道路の地割れ，陥没等の道路被害や道路上の障害物等の状況を把握するため，道路巡視による調査を実施する。
- (2) 橋の破損，落橋等の状況を把握するため，道路巡視に合わせて調査を実施する。
- (3) 水戸土木事務所・水戸警察署等への照会及び市民等からの情報により把握に努める。
- (4) 情報収集に基づき，被害状況に応じて交通規制，広報等の対策を行う。
- (5) 道路及び橋の被害は，救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼすので，迅速に応急措置を実施し，交通の確保に努める。
- (6) 道路上に倒壊した家屋や，転倒落下物，放置自動車等によって発生する障害物は，被害の拡大，避難・救助・消火等の応急対策活動全般に著しい影響を及ぼすので，速やかに障害物の撤去を実施しなければならない。特に，緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
- (7) 道路及び橋の応急措置や障害物の撤去は，緊急輸送道路，災害時主要道路を優先して実施する。
- (8) 市が管理する道路施設以外の破損等は，国道・県道等の各道路管理者と協議・協力し応急措置を実施し機能確保に努める。

- (9) 必要に応じ県及び自衛隊に応援を要請する。
- (10) その他、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

第2 鉄道の応急復旧

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）及び鹿島臨海鉄道株式会社は、災害が発生した場合、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもと、被災列車の救援救護を最優先に行い乗客の安全確保に努める。

また、早期に被災施設の復旧に努め、輸送を確保する。

1 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）

(1) 組織及び動員

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

○災害対策本部の組織

対策本部		担当事項
対策本部長 （支社長）	旅客対策本部 （営業部長）	・お客さまに関する事項
	輸送対策本部 （運輸部長）	・運転設備の仮復旧に関する事項 ・列車運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ・災害派遣社員の輸送手配に関する事項
	復旧対策本部 （設備部長）	・応急復旧機材の手配、輸送に関する事項 ・災害派遣後の保守業務体制に関する事項 ・線路等の設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項 ・建築物に関わる応急復旧機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ・電力設備、電灯設備、信号通信設備の復旧計画及び復旧手配に関する事項
	総務本部 （総務部長）	・他社等に対する応援依頼及び手配に関する事項 ・地区本部との連絡、指示事項の伝達に関する事項 ・医療関係に対する救護手配（派遣）に関する事項 ・所要資機材及び物品の手配に関する事項 ・県対策本部への要員派遣に関する事項 ・警察、消防、自衛隊等の連絡に関する事項

(2) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、関係箇所に連絡する。

県及び鉄道沿線自治体については、覚書等の連絡体制に基づき情報交換を行うほか、必要に応じ、消防、警察機関、その他の防災関係機関に連絡する。

(3) 応急措置の実施

ア 初動措置

(7) 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行う。

(4) 乗務員の措置

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

イ 旅客の救出救護

旅客を安全な場所に誘導し、避難させるとともに、状況により警察署、消防署に救援を要請する。

ウ 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所の代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力を尽くし、早急に輸送の回復に努める。

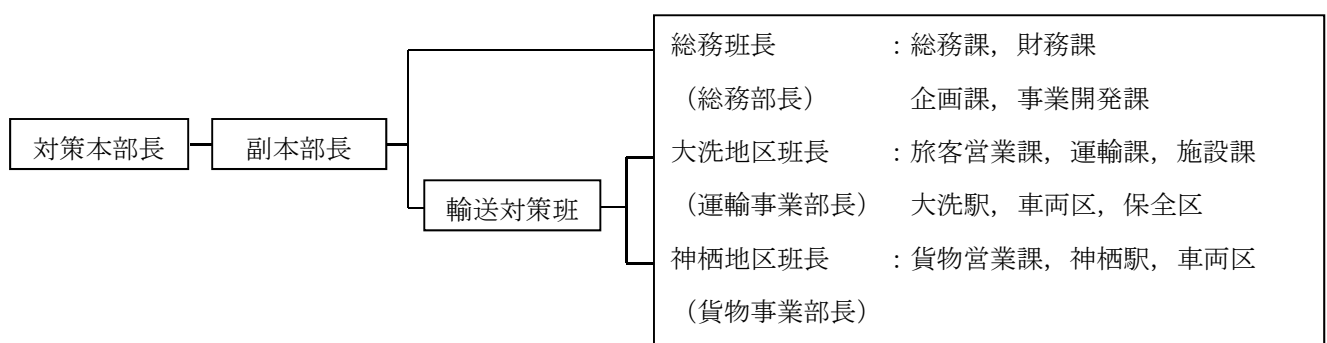
(4) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況、復旧の見通し等の広報については、災害対策本部が迅速的確に行う。

2 鹿島臨海鉄道株式会社

(1) 組織及び動員

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、別に定める震災対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。



(2) 情報の収集・伝達

運転指令は、地震が発生した場合、東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社、警察署、消防署等により、災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ関係箇所に連絡するとともに必要な手配を行う。

(3) 応急措置の実施

ア 初動措置

(ア) 乗務員の措置

運転士又は車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し指示を受ける。

(イ) 駅の措置

運転指令は、強い地震を感知したとき及び地震警報措置の表示があったときは、直ちに保全区長に通報するとともに、運転規制を指令する。

イ 旅客の救出・救護

(ア) 乗務員は、事故が発生した場合、旅客を安全な場所に誘導するとともに、負傷者が生じた場合は運転指令に報告、その救護に全力を尽くす。

(イ) 総務班は、医療機関、消防署、警察署等との連絡調整に当たるとともに、輸送対策班を指揮して関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

ウ 災害時の輸送

輸送対策班は、鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、バス代行輸送等の手配を行う。

(4) 広報活動の実施

ア 総務班は、災害の状況、列車の運転状況を的確に把握し、これらの情報等を報道機関・関係箇所に速やかに連絡する。

イ 駅長は、駅放送・一斉放送・掲示板等により事故の状況、復旧の見通し等について広報を行う。

第3 その他土木施設の応急復旧

地震により、河川の堤防及びその他の土木施設が破損、倒壊等の被害を受けたときは、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講じる。

1 河川の応急活動

市は、堤防、護岸の破壊等に被害を受けた場合は、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所及び茨城県土木部河川課に通報し、必要に応じて協議・協力し、速やかに復旧計画を立てて復旧するとともに、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等による応急措置に努める。

また、その他、必要に応じて市民の避難対策、広報等に努める。

2 農地・農業用施設の応急活動

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、

応急復旧に努める。

(1) 点検

農地，農業用ため池，農業用用水施設，農業用排水施設，幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については，市において通行の危険等の確認，点検を行う。

(2) 用水の確保

市は，農業用ため池，用水施設，幹線管水路については，人命，人家，公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

市は，排水機による常時排水地帯については，可搬ポンプを確保し，優先的に排水を行う。

(4) 農道等の交通確保

市は，農道等に崩落した土砂の撤去等を行い交通の確保を図る。

第 25 節 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画

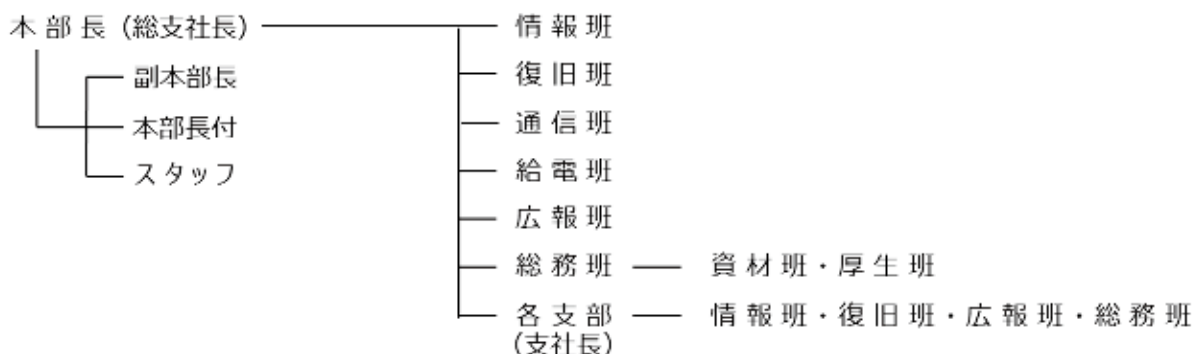
- 第 1 非常災害対策の体制
- 第 2 応急復旧の実施
- 第 3 災害時における広報

管内において災害が発生した場合，電力施設の応急復旧等を東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（以下，「総支社」という。）が行う。

市は，応急復旧が必要な電力施設の情報提供，または電力復旧の支障となる道路啓開，障害物の除去等，必要に応じて復旧について協力する。

第 1 非常災害対策の体制

1 非常災害対策本部・支部の構成



2 非常態勢の発令

非常態勢の発令は，非常災害の情勢に応じ，次表のとおり区分して行う。

区 分	情 勢
第 1 非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合
第 2 非常態勢	○大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む）
第 3 非常態勢	○大規模な被害が発生し，復電復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

○ 警戒宣言が発せられた場合は，上記区分に基づき，非常態勢を発令する。

○ 第 1～第 3 非常態勢は，地震・台風・雪等の自然災害，社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について，被害の規模（局地的・広範囲），停電復旧の状況に応じて関係部門と協議のうえ，適用区分を決める。

3 組織の運営

総支社長および支社長は、情勢に応じ適用すべき体制区分（第1～第3非常態勢）を発令する。

第2 応急復旧の実施

1 災害時における基本方針

(1) 応急工事の基本方針

総支社は、災害に伴う応急工事については恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

2 災害時における復旧計画

(1) 総支社は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 電力系統の復旧方法

オ 復旧作業の日程

カ 仮復旧の完了見込

キ 宿泊施設、食料等の手配

ク その他必要な対策

3 災害時における情報の収集，連絡

(1) 情報の収集，連絡

災害が発生した場合は，次に掲げる情報を迅速，的確に把握し，速やかに連絡する。

ア 被害状況の把握において知り得た道路陥没，水没，土砂崩落，樹木倒壊等による道路寸断等の情報及び人身災害の発生等の一般被害情報

イ 停電の発生状況や復旧見込等，停電に関する情報

第3 災害時における広報

1 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合，又は発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また，災害による断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故や電気火災等の二次災害を未然に防止するため，一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 電柱の倒壊・折損，電線の断線，垂下等設備の異常を発見した場合は，電線には絶対に触らないことに加え，速やかに通報すること。

イ 浸水，雨漏りなどにより冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。

ウ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

エ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関を通じて行うほか，総支社が広報車により停電地域へ直接周知を行うが，必要に応じて市所有の広報手段の活用について協力要請を行う。

第26節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画

第1 電話停電時の応急措置

第2 災害時等応急復旧の実施

第3 復旧を優先する電気通信サービス

第4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第1 電話停止時の代替措置

1 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

2 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

3 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

4 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

第2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛期間、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

第3 復旧を優先する電気通信サービス

- 1 電話サービス（固定系・移動系）
- 2 総合デジタル通信サービス
- 3 専用サービス（国際・国内通信事業者回線，社内専用線含む）
- 4 パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- 5 衛星電話サービス

第4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
	復旧第一順位及び第二順位機関が利用する復旧優先サービスの復旧の他，避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取り付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等，重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては，24時間以内，その他サービス及び重要加入者については，3日以内を目標とする。
第一段階		
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに，住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐一行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内（※）を目標とする。

※ 激甚な災害等発生時は，被災状況により最大1ヵ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で，約2週間，東日本大震災の場合で約1ヵ月）も想定されるが，応急復旧期間の短縮に最大限努める。

第27節 株式会社N T T ドコモ茨城支店の非常災害対策計画

第 1 組織及び役割

管内において災害が発生した場合、電気通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第 1 組織及び役割

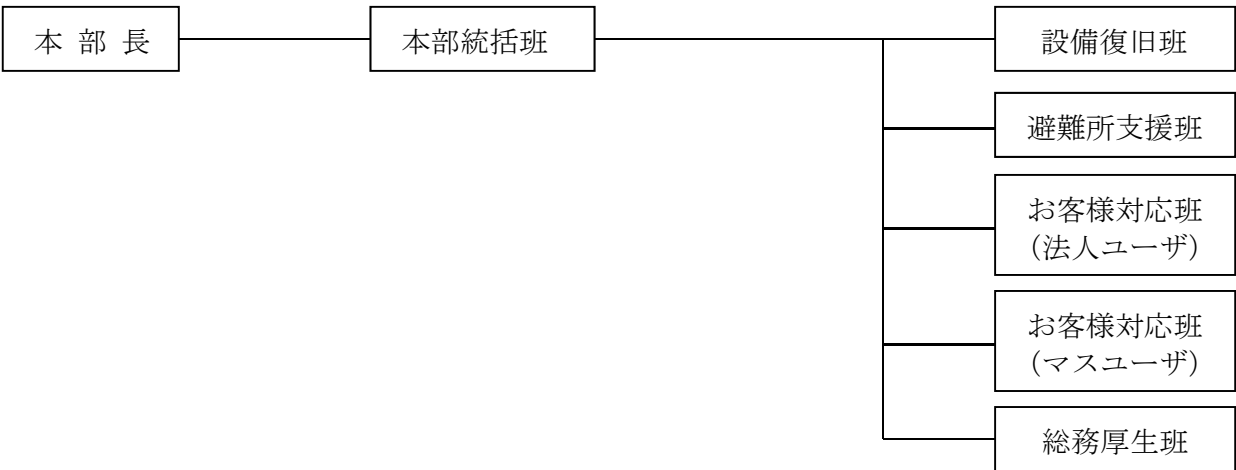
1 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所等へ携帯電話の貸出し及び無料充電サービスの実施に努める。

2 応急復旧の実施

(1) 災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し該当設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

3 株式会社N T T ドコモ茨城支店災害対策本部組織図



4 各班の役割

班	業務内容
本部長	本部の業務を統括，本部員の指揮統括に関すること。
本部統括班	県・市町村災害対策本部との情報連絡に関すること。 被害状況の把握と速報，各班との連携と統制に関すること。
設備復旧班	通信設備被害状況の把握と応急復旧に関すること。 移動電源車，移動無線基地局車の設置，運用に関すること。
避難所支援班	避難所等での避難者支援に関すること。
お客様対応班 (法人ユーザ)	法人ユーザ，自治体等の対応に関すること。

お客様対応班 (マスマーザ)	ドコモショップ等お客様窓口の被災状況，運営状況の把握等に関する こと。 臨時お客様窓口及び電話受付に関すること。
総務厚生班	通話利用状況及び復旧に関する利用者，報道への周知に関すること。 復旧活動の後方支援（食料，宿泊施設，衛生，救護等）に関すること。

第28節 東部ガス株式会社茨城支社の復旧計画

- 第1 ガス停止時の代替措置
- 第2 応急復旧の実施
- 第3 災害時の活動体制
- 第4 災害時の広報

管内において災害が発生した場合に、ガス設備被害の早期復旧を図るための計画である。

第1 ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- 1 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- 2 一般需要家の代替熱源としてカセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

第2 応急復旧の実施

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

なお、被害が甚大で東部ガス株式会社及び協力会社の社員のみで復旧が困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会を通じて全国のガス事業者に応援を要請する。

1 応急対策

非常災害対策本部は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて次の措置をとる。

- (1) 官公庁、報道機関、社内事業所等から被災状況等の情報収集
- (2) ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- (3) 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- (4) その他、状況に応じた適切な措置

2 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- (1) 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- (2) 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の展開
- (3) 復旧措置に関する付近住民、関係機関等への広報
- (4) その他、現場の状況により適切な措置

3 被害復旧活動資機材の備蓄

(1) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー、各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(2) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。

なお、必要に応じて県内の他の事業所が被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

第3 災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害の種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常体制組織を支社内に編成し対応する。

これにより二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

第4 災害時の広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて広報車による広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに広範囲の広報が必要な場合には、テレビ、ラジオ等の報道機関にも協力を要請する。

また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告、連絡を行う。

第29節 上・下水道施設の応急復旧計画

第1 上水道施設の応急復旧

第2 下水道施設の応急復旧

担当部	市民協働部，生活環境部，建設部，水道部，下水道部
担当班	災害対策班，衛生事業班，建設計画班，水道総務班， 応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班

第1 上水道施設の応急復旧

災害が発生した場合，水道施設の機能を維持するため，迅速かつ的確な応急対策を実施する。

また，応急対策の諸活動については，「水戸市水道災害（事故）対策マニュアル」のとおり対応する。

1 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は，被害状況を迅速に把握し，速やかに作業体制を確立する。また，広域的な範囲で被害が発生し，本市のみでは作業が困難な場合は，県に対し協力を要請する。

県は，市から協力要請があった場合は，他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

市は，次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際，医療施設，避難場所，福祉施設，老人施設等を優先的に作業を行う。

[応急復旧の行動指針]

- ・ 応急復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に，応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・ 応急復旧に当たる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際，被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・ 被災状況の調査，把握方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため，復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等，応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は，応急修理により給水を開始するほか，弁操作に

より他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、那珂川の取水地点付近に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水管へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

2 応急復旧資機材の確保

市は、日頃から応急復旧作業機器・資機材等の整備を図り、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足した場合は、県に対し調達を要請する。

県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

3 市民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

4 協力要請

災害が発生し、本市のみで対応が困難な場合、県に対し協力を要請する。

県は、市から協力要請があった場合は、他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

また、市は、協定に基づき関係市町村及び事業所に協力を要請する。

第2 下水道施設の応急復旧

下水道施設の被害に対して、汚水、雨水の処理、排除に障害がないよう、万全を期するため、応急対策を実施する。

1 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

ア 下水管きよ

管きよ、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、止水バンドによる圧送管の止水、

可搬式ポンプによる下水の送水，仮水路，仮管きょの設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場，終末処理場

停電のため，ポンプ施設の機能が停止した場合は，自家発電により運転を行い，機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また，断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け，排水機能や処理機能に影響が出た場合は，まず，市街地から下水を排除させるため，仮設ポンプ施設や仮管きょ等を設置し，排水機能の応急復旧を図る。次に，周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため，処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに，早急に高度処理機能の回復に努める。

2 応急復旧資機材の確保

市は，日頃から応急復旧作業機器・資機材等の整備を図り，応急復旧用資機材が不足した場合は，県に対し調達を要請する。

県は，市から協力要請があった場合は，必要な物資，資機材等の調達や職員の派遣，関係機関に対する協力要請など，広域的な作業体制の確保に努める。

3 市民への広報

市は，被害状況，応急復旧の見通し等について，市民への広報を実施する。

第 30 節 清掃計画

第 1 ごみ処理計画

第 2 し尿処理計画

担当部	生活環境部
担当班	衛生事業班，清掃班

災害時における廃棄物（粗大ごみ，可燃・不燃ごみ，し尿等）については，混乱の最中に同時大量の収集，運搬及び処理が必要となる。処理施設の被害，通信，交通の輻輳等多くの困難が予想されるが，市災害廃棄物処理計画に基づき，市民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため迅速かつ適切に行う。

第 1 ごみ処理計画

1 組織体制・処理体制の確立等

市は，災害廃棄物の処理に必要な組織体制を構築し，市内の被災状況や，廃棄物処理施設の被害状況の把握に努めるとともに，災害廃棄物，生活ごみの処理体制を確立する。

2 収集方法の決定及び収集運搬体制の構築

市は，災害廃棄物，生活ごみの収集方法を決定し，収集運搬体制を構築する。

3 仮置場の設置・管理

市は，災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間，被災状況に応じて適正な場所に仮置場を設置する。

また，その後の処理を適正かつ円滑・迅速に実行するため，災害廃棄物を品目毎に分別仮置きし，保管する。

4 市民への周知・広報

市は，災害廃棄物の排出方法，仮置場の開設状況，市清掃工場の稼働状況等の情報について，市民へ周知・広報を行う。

5 排出・収集運搬・処理

(1) 排出

市民及び事業者は，災害廃棄物を分別後，市の指定する場所へ排出・搬入する。

(2) 収集運搬

市は，市民及び事業者が排出した災害廃棄物を収集し，市清掃工場等へ運搬する。

(3) 処理

市は，災害廃棄物の種類や性状に応じた破碎・選別や焼却等の中間処理を行う。

処理に当たっては、再生利用の推進を図り、処分量や費用の削減に努める。

6 協力・連携

市は、災害廃棄物の処理に当たり、各種協定に基づき、県、県内市町村、一部事務組合及び協定締結団体と協力・連携体制を構築する。

第2 し尿処理計画

市は、被災地域の汲取作業について早急に被災状況を把握し、委託企業との緊密な連携により迅速に作業を行う。

1 し尿処理排出量の推計

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は、地区ごとの被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、処理計画を策定する。

2 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、し尿処理施設の処理能力以上の出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合には、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

3 地区別処理計画

市は、対象世帯数、滞水量、必要車両数等を算定し、地区別に処理計画を策定する。処理施設は、見川クリーンセンター等とする。

4 公衆トイレ

関係各部所管の公衆トイレは、順次、巡回点検して清掃消毒等の作業を行い、早急に利用可能な状態に復旧する。

5 災害対策用仮設トイレの設置

必要に応じて避難所、又は地区ごとに仮設トイレを設置する。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

6 市民への啓発

水洗トイレを使用している世帯に対しては、断水に対処するため、広報紙やパンフレットにより水の汲み置き等の生活用水確保に努めるよう啓発する。

7 し尿処理の広域応援体制

関係機関との協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

第31節 防疫計画

第1 防疫計画

担当部	生活環境部，保健医療部
担当班	環境保全班，清掃班，医療救護班

第1 防疫計画

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）及び予防接種法の規定に基づく県知事の指示に基づき、水戸薬剤師会をはじめとする関係機関との連携により、迅速かつ的確な防疫活動を実施して、感染症の発生を防止する。

1 防疫活動組織

県は、感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、保健福祉部内及び保健所ごとに防疫関係の組織を設置するとともに、市の防疫担当者を対象とする研修を行う。

市は、防疫班を組織し、必要な訓練を行う。

防疫班は、災害の状況等により班数及び編成人員を適宜増減し、防疫活動等を行う。

2 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、県、気象庁、警察、消防等との連絡を取り、被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置のため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステム（調査・監視）を活用し、定期的な状況の把握に努める。

3 防疫計画及び対応策

県及び市は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

4 防疫措置

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

なお、被災家屋等の消毒については、市で薬剤を配布するが、各家屋において自主

的に消毒するよう協力を求める。

市は、被災実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。

(1) 積極的疫学調査

(2) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導

(3) 井戸水の消毒指導

(4) その他の防疫措置に必要な事項

県は、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

5 防疫用薬剤及び資機材の確保

市は、防疫に関する薬剤等を、県と協議し、速やかに確保する。

また、必要に応じ、薬業団体、近隣市町村、県等に協力を求める。

6 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、就業制限若しくは入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講じるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講じる。

7 予防教育・広報活動

市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、避難所や災害発生地域において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車、報道機関等を活用して広報活動を実施する。

8 医療ボランティア

市は、必要に応じて水戸薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力を要請する。

9 その他

災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

第32節 障害物の除去計画

第1 障害物の除去

第2 障害物の集積場所

第3 災害救助法による障害物の除去

担当部	生活環境部，建設部
担当班	清掃班，建設計画班，道路管理班，土木補修班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は，災害によって建築物又はその周辺に運びこまれた土石，竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について，被災地における状況を把握し，必要だと認められる場合は，水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設業協同組合等の協力を得て除去を実施する。

また，市のみでは処理が困難な場合は，県に対して協力を要請する。

2 道路関係障害物の除去等

(1) 市は，管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し，必要と認められる場合は除去を実施する。その際あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし，各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

(2) 道路法面崩壊が予想される箇所については，パトロールを行い，交通規制や土のう積み，シートで養生する等の措置を行うとともに，民間の建設，土木業者等に対し，出動体制を整えておくよう要請する。

(3) 樹木倒壊による道路寸断等が予想される箇所（送配電設備への影響で停電が発生するおそれがある場合を含む）については，パトロールの実施，樹木の所有者・管理者への注意喚起，電力会社等の関係企業・団体と協働した樹木の伐採等により，迅速かつ適切な応急措置に努める。

(4) 災害が発生した場合，直ちに被害状況について現場調査を行い，警察に連絡し，交通規制等の措置を行うとともに，早急に土砂の処分や土のう積等の応急を行う。

3 河川障害物の除去

河川管理者は，所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し，危険と認められる場合は除去を実施する。

第2 障害物の集積場所

1 障害物の集積場所として，市管理地及び公有地を原則として選定する。

また，集積場所については，災害廃棄物の仮置場の活用を検討する。

2 崩落土は，応急措置として最寄りの遊休地に運搬する。

第3 災害救助法による障害物の除去

救助の実施については，資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

経費については，茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第33節 行方不明者等の搜索及び埋葬計画

第1 行方不明者の搜索

第2 遺体の処理

第3 遺体の火葬

第4 災害救助法による死体の搜索及び処理

担当部	総務部，生活環境部，保健医療部，消防局
担当班	市民班，衛生事業班，医療救護班，消防救助班
関係資料	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表

第1 行方不明者の搜索

1 搜索活動の実施

市は，災害により現に行方不明の状態にあり，かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を，消防機関，消防団員，自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合，市及び県は，周辺市町村，自衛隊等に対し応援の要請を行い，これらの機関の応援を得て実施するものとする。

また，応援要請の手続きは第3章第6節「自衛隊の派遣要請計画」を参照のこと。

2 身元確認・検案

市は，人命救助，救急活動及び行方不明者の搜索中に死体を発見したときは，災害対策本部及び水戸警察署に連絡するとともに，身元確認を行い，遺体の収容時には，水戸警察署長に遺体の検案を要請する。

第2 遺体の処理

遺体の処理は市が実施する。ただし，災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

上記により県が行う遺体の処理は，日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき，日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び，県が組織する救護班により実施し，必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

市及び県だけでは対応が困難な場合は，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

1 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合，医療救護班は，人心の安定上，腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い，遺体を一時保存し，身元確認，検案，火葬に備える。

2 検案

検案とは、医師法上、医師の診察中の患者ではない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、医療救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で医療救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。

また、県、日赤県支部、関東信越地方医務局等は医療救護班の検案活動に協力する。

3 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が大きい場合は、市では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

また、他市町村から要請があった場合は、これに協力する。

(2) 棺等の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多く発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長時間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、埋火葬許可証を発行する。

身元不明者については、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

(5) 遺体の引渡し

縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査のうえ、これを引き渡す。

(6) 一時保存期間

身元確認のために収容所（安置所）に一時保存しておく期間は、概ね夏は 2 日程度、冬は 3 日程度とする。

第 3 遺体の火葬

災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合は、市が火葬を実施する。

ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

- 1 遺体は、火葬場に埋火葬許可証を送付し、火葬する。
- 2 身元の判明しない遺骨は、公営墓地、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 3 市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

第4 災害救助法による死体の搜索及び処理

救助の実施については、資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

経費については、茨城県災害救助法施行細則に準じて負担する。

第34節 帰宅困難者対策計画

- 第1 県の取組
- 第2 市の取組
- 第3 企業等の取組
- 第4 鉄道事業者の取組
- 第5 大規模集客施設の取組
- 第6 各学校の取組

担当部	市長公室，市民協働部，教育委員会
担当班	交通政策班，企画班，災害対策班，市民生活班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）

災害発生直後においては，救助・救援活動，消火活動，緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり，帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため，「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な備蓄等を促す必要がある。

第1 県の取組

1 普及啓発

県は，企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに，各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2 備蓄の確保

県は，市や学校等での必要量の確保が困難となった場合に備え，食料，飲料水，毛布等の備蓄に努める。

3 情報提供

県は，交通事業者との連携を図り，鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し，関係者等への情報提供に努める。

4 代替バス等の運行に係る調整

県は，交通事業者，国，市など関係者間での情報共有を図るとともに，代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

第2 市の取組

1 普及啓発

市は，企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに，各企業等に一斉帰宅抑制に係

る普及啓発を行う。

2 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から食料、飲料水、毛布等の備蓄に努める。

3 情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要があるため、交通事業者と協議の上、一時滞在場所の確保等を推進する。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、避難者の多様なニーズに配慮するよう努める。

なお、鉄道利用者については、平常時から東日本旅客鉄道株式会社及び鹿島臨海鉄道株式会社と連携し、災害時における帰宅困難者の避難及び早期帰宅について、相互協力に努める。

第3 企業等の取組

1 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、運行再開の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努める。

2 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な食料、水、毛布等の備蓄に努める。

3 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努める。

4 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

5 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳^{ふくそう}することを踏まえ、事業所と従業員間の

安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

6 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前に取り決めておくなど日頃からの連携に努める。

第4 鉄道事業者の取組

鉄道事業者は、被害状況をいち早く確認し、運行することが難しい場合には、市と連携し、避難所開設状況を確認したうえで、帰宅困難者等を市の避難所へ誘導する。

また、鉄道事業者は、代替輸送手段の確保に努める。

第5 大規模集客施設の取組

市は、新市民会館等の大規模な集客施設において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、国、県及び関係機関と連携し、利用者を保護するため、適切に対処する。

第6 各学校の取組

1 鉄道事業者との連携

日頃から児童・生徒の通学手段を把握し、鉄道を利用する児童・生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるように努める。

2 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3 児童・生徒の保護

帰宅が困難であるとき、交通手段が不通等であるときは、災害の状況や施設の被害状況を確認したうえで、学校の施設により児童・生徒を保護する。

4 備蓄の確保

児童・生徒等が帰宅困難な状況を想定し、学校においても食料や、飲料水等の備蓄を図る。

第 35 節 義援物資供給計画

第 1 情報の収集・発信

第 2 物資の受入

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、各避難所等が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

第 1 情報の収集・発信

1 市の対応

- (1) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- (2) 市は、各避難所等のニーズ、受入方針等を、ホームページ等を通じて情報発信する。

2 県の対応

- (1) 県は、ニーズを的確に把握するとともに県の保有する義援物資のリスト等を市へ提供する。
- (2) 県は、ニーズ及び県・市の受入方針等を、ホームページ等を通じて情報発信する。

第 2 物資の受入

1 市の受入体制

(1) 受入施設

市は、災害時には、本庁舎や公設地方卸売市場等を活用し、物資の受入等を行う。

2 県の受入体制

(1) 受入施設

県は、県庁福利厚生棟や防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

- (2) 県は、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。

- (3) 義援物資の管理に当たっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等物流事業者の資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に管理を行う。

- (4) 物資の搬送に当たっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等に要請し、実施する。

第36節 燃料計画

- 第1 連絡体制の確保と情報の収集
- 第2 災害応急対策車両への燃料の供給
- 第3 市民への広報

担当部	総務部，財務部，市民協働部
担当班	財産活用班，契約検査班，災害対策班

災害時においても，市の庁舎等の重要施設の自家発電用燃料，応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため，燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに，応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を，迅速・的確に実施する。

第1 連絡体制の確保と情報の収集

1 連絡体制の確保

県，市及び県石油業協同組合は，震災発生直後，あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに，必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 給油所の被災状況の確認

市は，県又は県石油業協同組合水戸支部を通じ，組合加盟給油所の被災状況を確認する。

3 燃料の供給状況の確認

市は，県又は県石油業協同組合水戸支部を通じ，組合加盟給油所の燃料の調達の状況や，石油元売各社の状況について確認を行う。

第2 災害応急対策車両への燃料の供給

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

県及び市は，燃料の供給が途絶え，災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には，県石油業協同組合に対し，あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

2 「災害時緊急給油票」の発行

県，市，防災関係機関等は，事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し，必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお，「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は，その車両がどのような応急対策等を実施するのか分かるように表示する。

3 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

また、災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受ける。

第3 市民への広報

県及び市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する。

第37節 愛玩動物の保護計画

第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

第2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

担当部	市民協働部，保健医療部
担当班	災害対策班，医療救護班

災害時には，飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため，市は，動物愛護の観点から，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体等と協力体制を確立し，愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

市は，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体，ボランティア等と協働して，飼い主の発見，一時的な保護収容，愛玩動物保護施設の確保その他の被災地に残された愛玩動物や，負傷した愛玩動物の保護のために必要な支援に努める。

第2 避難所等における動物の適正飼養に係る措置

市は，避難所又は避難所に隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体，ボランティア等と協働して，愛玩動物の健康保持，動物由来感染症の発生予防その他の避難所等における動物の適正飼養のために必要な措置を講じる。

県は，関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

また，飼い主は，平時から，愛玩動物との同行避難や避難所での適正飼養のため，ケージやキャリーバック，非常用の餌等の必要な物資を備える。